

平生町告示第60号

平成28年第5回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年11月28日

平生町長 山田 健一

1 期 日 平成28年12月9日

2 場 所 平生町議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

長岡 浩君

中本 敦子さん

松本 武士君

村中 仁司君

中川 裕之君

河藤 泰明君

淵上 正博君

細田留美子さん

平岡 正一君

河内山宏充君

岩本ひろ子さん

福田 洋明君

---

○応招しなかった議員

---

---

平成28年 第5回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成28年12月9日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成28年12月9日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成28年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成28年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成28年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第8号 平生町課制条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第9号 平生町地域交流センター設置及び管理条例
- 日程第14 議案第10号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第12号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第13号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第15号 平生町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
- 日程第20 議案第16号 柳井地域広域水道企業団規約の変更について
- 日程第21 議案第17号 平生町土地開発公社の解散について
- 日程第22 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第23 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成28年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成28年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成28年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第8号 平生町課制条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第9号 平生町地域交流センター設置及び管理条例
- 日程第14 議案第10号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第12号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第13号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第15号 平生町法行委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
- 日程第20 議案第16号 柳井地域広域水道企業団規約の変更について
- 日程第21 議案第17号 平生町土地開発公社の解散について
- 日程第22 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第23 委員会付託

---

出席議員（12名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 長岡 浩君   | 2番 中本 敦子さん |
| 3番 松本 武士君  | 5番 村中 仁司君  |
| 6番 中川 裕之君  | 7番 河藤 泰明君  |
| 8番 瀧上 正博君  | 9番 細田留美子さん |
| 10番 河内山宏充君 | 11番 平岡 正一君 |

12番 岩本ひろ子さん

13番 福田 洋明君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君

書記 村井 泰行君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	吉賀 康宏君
教育長	新田 保弘君	会計管理者	高岡 浩行君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			羽山 敦紀君
総合政策課長	藤田 衛君	町民課長	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長			兼末 仁君
健康福祉課長			田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長			藤山 一人君
建設課長	瀬戸 孝博君	佐賀出張所長	安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長			角田 光弘君
社会教育課長			岡村 茂樹君

---

午前9時00分開会・開議

○議長(福田 洋明君) ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第5回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長(福田 洋明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において淵上正博議員、細田留美子議員を指名いたします。

---

## 日程第2. 会期の決定

○議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの13日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は13日間と決しました。

---

## 日程第3. 諸般の報告

○議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配布しております議会日誌、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果報告、議員派遣の報告、常任委員会の行政視察報告並びに地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告をもって諸般の報告といたします。

---

## 日程第4. 行政報告

○議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告を行います。

まず町長に行政報告を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） 議員のみなさん、おはようございます。

光陰矢のごとしという言葉のとおり、時は過ぎて、もう師走の12月となりました。

ことしは、4月の熊本地震、そして10月の鳥取県中部地震と、これまで想定されていなかった地域での地震が発生をし、日本全国、どこでも地震等の自然災害が発生することを改めて感じさせられた年でもありました。

最近の気候は、異常気象の影響もあってなのか、ことしの夏も猛暑となりました。その後は雨の降ることが多く、秋の収穫や行楽シーズンにおいても、何かと影響が出ました。長雨による米の収穫遅れや野菜の高騰など、深刻な影響が出ております。ここにきて、朝晩の寒さも厳しくなり、先月には、東京都内では54年ぶりとなる11月の積雪が観測をされるなど、一気に季節は冬に向かって進んでまいりました。

また、この間、6月から9月にかけて、大雨警報や台風の接近に伴って、本町におきましても警戒態勢を敷いて、災害に備えてまいりましたが、幸いにして豪雨や台風による大きな被害もなく、胸をなでおろしているところです。いかなる災害に対しましても、初動体制が大切であります。過日、11月4日には、職員を対象とした抜き打ちの参集訓練を行うなど、意識啓発も行っており

ますが、今後におきましても、危機管理意識を常に持ちながら、対応していきたいと考えております。

そうしたさなか、定められました、平成28年第5回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは行政報告に入ります前に、本町の施策にかかわります国の予算編成の動向や地方財政について、触れてみたいと思います。

財務省が8月31日に締め切った平成29年度の予算編成に向けた各省庁からの一般会計の概算要求の総額は、約101兆4,707億円となり、要求額といたしましては3年連続して100兆円を超えるものとなっております。

これは高齢化に伴い、医療や介護などの社会保障費が膨らんだためで、平成28年度当初予算より4兆7,488億円上回っており、安倍政権が掲げる1億総活躍社会や成長戦略など看板政策にかかわる要求額が膨らんだものであります。国と地方を合わせた借入金残高が1,000兆円を超えている現状の中で、今後の財政再建と経済成長の課題にどう対処していくのか、そのかじ取りが注目をされております。

地方財政につきましては、昨年6月に国が策定をいたしました経済財政運営に関する骨太の方針2015において、国の一般歳出の取り組みと基調を合わせつつ、2018年度までの一般財源総額について2015年度水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することが明記をされており、これが議論のベースとなるようであります。

一般財源のうち交付税を見ますと、その原資となる国税収入は14年度決算や15年度補正予算で以前の見込みより増加したことから、追加的な交付税財源が生じ、2016年度の地財対策では巨額の繰越金を活用できたところでもありますけれども、15年度決算では国税収入が見込みを割り込んだことから、17年度地財対策では繰越金に頼ることはできず、厳しい状況にあると言われております。

年末に予定されております政府の来年度予算案と、それに先立って決定をされる地方財政対策の内容を注視していきたいと考えております。

こうした国の状況ではありますが、本町としては、去る10月17日、平成29年度予算編成方針を示し、あわせて各課に財政状況の説明を行ったところであります。

先に認定をいただいた平成27年度の一般会計決算においては、4年ぶりに実質単年度収支が黒字となったところであり、財政の健全化を示す健全化判断比率である実質公債費比率は16.2%から15.0%へ、将来負担比率については、190.1%から168.1%へといずれも改善してきているものの、いずれの数値も県下の19市町では最低の数値となっております。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率においても、93.8%から89.2%となり、継続的に財政健全化への取り組みを続けてきたことで、改善が図られてきたところであります。

しかしながら、地方交付税などの依存財源に頼らなければならない状況に変わりなく、国の動向に左右される不安定な状況に変わりありません。

基金残高は、何とか3億7,000万円を確保することができましたが、景気不透明な状況による町税の確保、国勢調査人口の減少による普通交付税の段階による減少等によりまして、基金を維持することは大変厳しい状況となっております。平成29年度は第四次総合計画後期計画の2年目であり、基本構想に掲げる町の将来像、人とまち「きずな」でつなぐ元気な平生の実現に向け、計画事業の取り組みを続けながら、未来戦略アクションプランに掲げております政策目標の実現に向けた取り組みも、さらに進めていく必要があります。

地方創生が叫ばれる中で、本町におきましても参加と協働のまちづくりに向けた取り組みを着々と進めており、この取り組みを加速化させるためにも地域の力の結集が必要不可欠となってまいります。限られた財源の中で効率的に事業を推進するため、職員みずからが主体的に事業の優先度を考え、徹底した無駄の排除を行うとともに、施策や事業をお互いに連携させることにより、その効果を高めていく必要があります。これらのことを踏まえて29年度の予算編成テーマを、協働の深化による持続可能なまちづくりの実現として、5本の重点目標を掲げ事務事業の見直しを念頭に置き、町の行財政の現状や時勢を十分認識をし、選択と集中により創意工夫と柔軟な発想を持って前例にとらわれることなく、予算編成に取り組むことといたしております。また、昨年度に引き続き、これまでの積み上げ方式ではなく一般財源ベースでの枠配分による予算編成とすることといたしております。各課が主体性を持って予算編成を進めることを指示したところであります。

なお、本町の具体的な予算編成にあたりましては、現在、国の予算編成作業が不透明な状況の中ではありますが、今後の国の動向を注視し、的確な情報収集を行い、対応に遺漏なきよう努めてまいりたいと考えております。

次に、さきの全国町村長大会について触れておきます。

去る11月16日に東京で開催をされました全国町村長大会に出席してまいりました。

全国から927の町村長と関係者1,300人が出席しての大会には、安倍総理大臣、衆参両議院議長を初め、多くの国会議員の来賓が駆けつけられました。大会では、地方創生の取り組み推進や、地方交付税などの自治体の一般財源の総額確保を求める要望も決議をいたしました。これらの決議や参議院の合区の早期解消に関する特別決議、そして33項目の大会要望を実現するため、全国町村長が一丸となって取り組んでいくことも決定したところであります。その重点要望については、私も藤原全国町村会会長と共に、要職にある県選出国會議員に要請するため、議員会館、自民党本部を精力的に回ってきたところであります。

今後も、地方の声を議会の皆さんと連携をして、県や国に対し強力に要請をしていきたいと考えておりますので、引き続き御指導、御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、これから、9月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

まず、協働のまちづくりの取り組みでございます。

本年5月に、町内6地区の全てにおいてコミュニティ協議会が設立をされ、参加と協働のまちづくりを推進していくための土台が築かれたところであります。このことを受けまして、9月17日から19日の3日間に向け、今年度から新たにコミュニティ協議会の主催により、敬老会が町内6会場で開催をされました。参加人数も昨年までと比べ大幅に増加をし、喜びとお礼の言葉が数多く寄せられております。これもひとえに、地域の特色を生かし、創意工夫をされ、入念に準備をされましたコミュニティ協議会の皆様方の地域ぐるみのおもてなしの心のたまものだと思っております。関係者の皆様方に心から感謝を申し上げます。今後とも、住民の皆様の誰もが健康で生き生きと暮らせる協働のまちづくりを目指してまいりますので、御理解と御協力のほどをよろしくお願いをいたします。

次に現在、この参加と協働のまちづくりの一環として、各公民館等を地域交流センターへ移行する方針で準備を進めているところであります。

去る9月7日には、コミュニティ協議会連絡会議におきまして、各コミュニティ協議会の役員の皆様に対しまして、移行の基本方針案をお示しをさせていただき、皆さんからも御意見を伺いました。その後、10月14日には公民館等運営協議会連絡会議を開催をし、公民館等の地域交流センター移行基本方針案として説明をさせていただき、今後のスケジュール等について共通の理解をしていただいたところであります。これらの経過を踏まえて、本年10月には移行基本方針として定めさせていただきました。

内容といたしましては、公民館・コミュニティセンターと住民自治組織の経過、地域の現状と課題、そして、基本方針、課題解決のために、として初期、中間期、最終期ということで、段階的に移行していくことを掲げさせていただいております。この移行の流れといたしましては、平成28年度を初期とし、29年度を中間期とさせていただき、この中間期において公民館等を地域交流センターとして位置づけた上で、1年間かけて周知をしていくことにいたしております。また、最終期の平成30年度には、できるところから指定管理者制度へ移行していくということで、全てのコミュニティ協議会が同時に指定管理者となつていただくことを想定しているものではありませんが、できるだけ、早くそうなることを願っております。また、地域によっては熟度も違い、それぞれの事情もありますので、町としては一律的に強制していくものではなく、体制の整ったところからお願いをしていくことになると考えております。また、10月30日には、県の主催で、郡内3町の共催により、県民活動パワーアップセミナーが平生町武道館で開催され、町内外から



120名余りの参加者がありました。このセミナーでは、町内の2団体による事例発表の後、「地域を支える組織を育てる」と題して講演会も開催をされました。地方を取り巻く人口減少、少子高齢社会が将来に与える影響についての話や、他地域の事例を紹介されながら、これからの地域活動の活性化について参考となる講演内容でありました。

次に、ひらお産業まつりについて御報告を申し上げます。

11月26日、ひらお産業まつりが町内6つのブースをスタンプラリーでめぐるイベントとして行われました。このイベントは、平生町における産業間の連携並びに産業の活性化を図ることを目的としており、町内企業、団体、組織の御協力のもと、ことしで5回目の開催となりました。

当日は天候にも恵まれ、来場者数約4,000人、全ブースを回られた方については974人と、昨年よりも多くの参加者があり、たくさんの方に楽しんでいただきました。また、その半数以上が町外からの来場者となっておりましたので、観光面でも効果があったものと思っております。

ところで一昨日の下関市における戸籍謄本の、誤って交付、誤交付のテレビ報道を受け、本町においても調査をいたしました結果、昨日、除籍謄本の、誤って交付、誤交付が1件あったことが判明をいたしました。内容といたしましては、平成28年、ことしの10月26日に除籍謄本の請求で、町内の同姓同名の方で本籍地番の違う方の除籍謄本を誤って交付したものであります。関係者並びに町民の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしましたことをおわびを申し上げます。

今後の対応といたしましては、本籍地番を確実に確認をするとともに、課の中で別の職員により再度確認をすることで、誤交付をすることがないように徹底をしまいたいと思っております。

以上で、行政報告を終わります。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、教育長に教育行政に関する報告を求めます。新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） それでは9月定例議会以降の教育行政についての進捗状況や経過について御報告申し上げます。

まず、全国学力学習状況調査についてであります。本調査は全国規模で小学校6年生と中学校3年生を対象とし、国語、算数・数学の2教科の学力の状況や児童・生徒の生活習慣、学習環境等の状況を調査するもので、全国一斉に本年4月19日に行われたものであります。全国集計に不手際があったことから、例年より公表が遅れ9月29日、文部科学省からその結果の公表が行われました。山口県及び本町においてはこれまで同様、市町別、学校別の結果公表は行わないこととしております。結果につきましては、山口県としては、国語、算数・数学の全てで全国平均を4年連続で上回り、一定の成果が出ているところであり、本町においても、各学校における平素からの学力向上に向けた取り組みの成果が感じられるところであり、今後とも、学校と家庭の信頼関係を構築し、地域とも連携・協働し、一体となった学力向上の取り組みを進めてまいりたいと考えてい

ます。

次に、般若寺仁王門の町文化財指定についてであります。この仁王門は、三間一戸八足門、入母屋造、カヤぶきの建造物で、棟札から文化10年、1813年に建立されたことが判明しており、町指定文化財の木造金剛力士立像を安置しております。八足門は二重門、楼門に次いで格式の高い門で、江戸時代建立の物として県下に数棟しか存在せず、平生町内にもこの種類の近世以前建立の八足門が存在しないことから歴史的に貴重なものであります。

このたび、般若寺仁王門一棟付棟札一枚として、町指定文化財に指定しました。これにより町内には、県指定文化財が8件、町指定文化財が8件になりました。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わらせていただきます。

.....

○議長（福田 洋明君） これをもって行政報告を終わります。

日程第5. 議案第1号

日程第6. 議案第2号

日程第7. 議案第3号

日程第8. 議案第4号

日程第9. 議案第5号

日程第10. 議案第6号

日程第11. 議案第7号

日程第12. 議案第8号

日程第13. 議案第9号

日程第14. 議案第10号

日程第15. 議案第11号

日程第16. 議案第12号

日程第17. 議案第13号

日程第18. 議案第14号

日程第19. 議案第15号

日程第20. 議案第16号

日程第21. 議案第17号

○議長（福田 洋明君） 日程第5、議案第1号平成28年度平生町一般会計補正予算から日程第21、議案第17号平生町土地開発公社の解散についてまでの件を一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） それでは、御提案をいたします、予算7件、条例8件、事件2件の議案につきまして順を追って御説明を申し上げます。

議案第1号平成28年度平生町一般会計補正予算であります。今回の補正額は3,245万7,000円を追加いたしまして、予算総額は51億8,431万9,000円となるものであります。

初めに、今回の12月補正予算の中で、給料、職員手当、共済費、退職手当などの人件費につきましては、本年4月の人事異動や県人事委員会の給与勧告を受けまして給与改定を行うことにより、補正をいたすものでありまして、それぞれの費目において計上いたしておりますので、その都度の説明は省略をさせていただきます。

なお、今回の勧告に伴う改定による影響額につきましては、一般会計、特別会計合わせて384万2,000円の増額となるものであります。

それでは、歳出の主なものを費目順に御説明を申し上げます。

歳出につきましては13ページからでございます。

一般管理費では、組織改革に伴う案内看板及び地域交流センター設置に伴う看板の設置に要する経費を計上いたしております。時間外手当につきましては、台風や大雨洪水警報等の発令に伴う出務に要した経費を計上いたしております。

14ページの情報通信費では、組織改革に伴う住民情報システムの移設に要する経費及び給与改定にあたり、扶養手当支給要件が見直されたことに伴い、人事給与システムを改修する経費をそれぞれ計上いたしております。

企画振興費では、ふるさと納税の増加分に伴うお礼の品をお届けする経費について計上いたしております。

15ページの財務財産管理費では、今後の財政需要に対応すべく財政基金への積立金として計上いたしております。

税務総務費の償還金、利子及び割引料では、主に個人住民税の還付金を見込みにより、追加補正するものであります。

16ページの賦課徴収費では、最低賃金単価が改定されたことに伴い、事務補助員の賃金を補正するものであります。

17ページから18ページにかけての参議院議員選挙費及び海区漁業調整委員選挙費につきましては、精算による補正であります。

19ページの社会福祉総務費では、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金につきまして、主に保険基盤安定事業費等の確定により、補正いたすものであります。

21ページの障害者福祉費におきましては、負担金では障害福祉サービス費及び障害児給付費を、扶助費では療養介護医療費を現況の給付費等を勘案して、それぞれ追加補正するものであります。

22ページの臨時福祉給付金事業費では、所得の低い方々への負担を鑑み、国の臨時的な措置として臨時福祉給付金を給付する事業費を計上いたしております。

なお、平成26年度の臨時福祉給付金の給付に際し、配偶者特別控除対象者の方へ誤って支給していたことが判明したことにより、返還をしていただいた上で、国に返還する経費を償還金、利子及び割引料に計上いたしております。

23ページの保育所運営費では、法人保育園の現在の利用状況等を踏まえ、委託料を増額補正するものであります。

24ページの母子衛生費の扶助費では、未熟児養育医療給付費を現況の給付費等を勘案をし、追加補正するものであります。

25ページの清掃費では旧熊南総合事務組合第二工場の解体関連経費を熊南総合事務組合の基金を繰り入れて直接、周東環境衛生組合へ負担金を支出することとしておりましたが、熊南総合事務組合から町を経由して周東環境衛生組合に支出することになったため、補正を行うものであります。また、熊南総合事務組合の27年度決算額が確定しておりますけれども、28年度への繰越金となる余剰金が見込より低く、28年度当初予算額に対して乖離をおこしておりますので、組合を構成する田布施町と両町で差額分を計上いたしております。

29ページの漁港建設事業費では、海岸保全事業につきまして、補助事業費の確定により委託料と工事請負費を減額補正するものであります。

30ページの道路橋梁維持費では、社会資本整備総合交付金の確定に伴い、工事請負費を減額補正するものであります。

31ページの河川維持改良費では、大雨の際、河川に流れこみ、排水機場に集積をしたゴミを搬出・運搬する経費を計上いたしております。

32ページの下水道整備費の繰出金は、下水道事業特別会計の補正に伴い減額補正するものであります。

35ページから36ページにかかけましての社会教育総務費では、般若寺仁王門を町指定の文化財に指定したことに伴い、新たに説明看板を設置する経費を計上いたしております。

36ページの公民館費では、佐合島コミュニティセンターの空調機を更新する経費を計上いたしております。

図書館費では、特定寄附金の活用により図書を購入するものであります。

37ページの災害復旧費では、土木施設の単独災害復旧費のうち尾国地区の町道白石向井線に係る事業費が補助要件として補助災害に認定をされたことに伴い、単独事業費から補助事業費へ振りかえを行うものであります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

前に戻りまして、8ページからでございます。

個人町民税につきましては、当初予算見込額より給与所得等が増加いたしております、現年課税分を増額補正するものであります。固定資産税では、当初予算見込額より調定額が増加をしております、現年課税分を増額補正いたすものであります。

8ページからの分担金及び負担金、国庫支出金や県支出金につきましては、歳出で説明をいたしました各事業の特定財源であります、確定や見込みにより増額又は減額をいたすものであります。

12ページの雑入につきましては、解体関連経費である負担金を熊南総合事務組合から町へ返還していただくものであります。

町債では、水産業債、道路橋梁債において、対象事業費の減額により起債発行額をそれぞれ減額補正するものであります。

なお、38ページから43ページに給与費明細書を、44ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと存じます。また、人件費を計上しております特別会計におきましても、各特別会計末尾に給与費明細書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと存じます。

以上で、議案第1号平成28年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について御説明申し上げます。今回の補正額は、1,598万7,000円を追加いたしまして、予算総額は21億6,543万5,000円となるものであります。

歳出につきましては、8ページからでございます。

総務管理費の一般管理費では、人事異動、給与改定等に伴い人件費を増額するものであります。

保険給付費の一般被保険者高額療養費は、実績見込みにより増額をいたすものであります。出産育児一時金につきましても実績見込みにより増額補正をいたすものであります。

前に戻りまして、6ページからの歳入でございますが、高額療養費の増額に伴う特定財源の増額を計上いたしております。

7ページの一般会計繰入金につきましては、職員給与費等繰入金は人件費の増額に伴うものであり、保険基盤安定繰入金、その他一般会計繰入金は軽減対策事業などの確定により増額あるいは減額するものであります。

続きまして、議案第3号平生町下水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正額は、2,502万3,000円を減額いたしまして、予算総額は6億4,399万9,000円となるものであります。

歳出につきましては、8ページでございます。

下水道管理費では、人件費の増額と公課費として消費税を追加計上いたしております。

下水道整備費では、人件費の減額と県の流域下水道設備であるベルトコンベアー改築工事や長寿命化計画等の作成業務経費の増額に伴い、県への負担額を増額補正するものであります。

前に戻りまして7ページの歳入でございますが、補助対象事業費の確定に伴い、国庫補助金と町債を減額補正いたすものであります。

続きまして、議案第4号平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。今回の補正額は4万2,000円追加いたしまして、予算総額は8,763万7,000円となるものでございます。今回の補正につきましては、給与改定に伴う人件費の追加計上でありまして、一般会計からの繰入金を充当いたすものであります。

続きまして、議案第5号熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算についてであります。今回の補正額は4万円減額をいたしまして、予算総額2,776万8,000円となるものであります。今回の補正につきましては、給与改定等による人件費の追加計上であり、介護保険事業勘定特別会計からの繰入金を充当いたすものであります。

続きまして、議案第6号平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてであります。今回の補正額は170万3,000円増額いたしまして、予算総額13億3,898万円となるものでございます。今回の補正につきましては、給与改定等による人件費の追加計上でありまして、一般会計からの繰入金を充当いたすものであります。

続きまして、議案第7号平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてであります。今回の補正額は201万5,000円増額いたしまして、予算総額2億1,995万1,000円となるものでございます。今回の補正につきましては、給与改定等による人件費の追加計上でありまして、一般会計からの繰入金を充当いたすものであります。

続きまして、議案第8号平生町課制条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、昨年度策定をいたしました第六次平生町行政改革大綱に基づき、組織体制の整備を図るため、改正をするものであります。組織機構の見直しにつきましては、同大綱の実施計画に沿って、行政改革推進本部等にて組織機構改革について協議を重ねてまいりました。その結果、業務の効率的執行の観点から課の適正規模の実現を図るとともに、今後の重要な課題に対応できる体制を整備する方向で、組織機構改革を実施することとなりました。改正の内容といたしましては、総務課及び総合政策課の業務を整理再編し、それぞれ総務課及び地域振興課とし、町民課及び健康福祉課は、それぞれ町民福祉課及び健康保険課に再編をし、経済課には環境業務を加え産業課といたすものであります。また、徴収対策室につきましては、所期の目的及び役割を果たしたことから、このたび廃止をすることといたしました。施行日につきましては、平成29年4月1日といたします。

続きまして、議案第9号平生町地域交流センター設置及び管理条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、生涯学習の場である公民館を生涯学習及び地域づくりの拠点として位置づけるため、地域交流センターを設置し新たな条例を制定するものであります。

本年5月に町内6地区におきまして、全てのコミュニティ協議会が設置をされ、それぞれ地域の課題解決に向けた取り組みを展開されているところであります。今後一層、本町の参加と協働のまちづくりを推進するためには、コミュニティ協議会などの各種団体が活動できる拠点を確保及び事務局体制の強化が必要となることから、現行の公民館及びコミュニティセンターを廃止し、地域交流センターに移行するものであります。本条例の制定に伴い、関係条例の廃止及び改正が生じますので、本条例の附則において規定をいたしております。なお、同センターの業務は、さきに述べました地域振興課において所掌していく予定であります。施行日につきましては、平成29年4月1日といたしております。

続きまして、議案第10号平生町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例及び議案第11号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。両条例につきましては、本年の人事院勧告及び山口県人事委員会勧告に基づきまして、育児や介護及び仕事の両立を支援していくため、適正な公務運営を確保しつつ、働きながら育児や介護をしやすい環境の整備の更なる推進を図るため改正をいたすものであります。改正の内容といたしましては、介護休暇の分割、介護時間の新設、育児休業等に係る子の範囲の拡大について、所要の措置を講ずるものであります。施行日につきましては、平成29年1月1日といたします。

続きまして、議案第12号平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第13号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について一括して御説明申し上げます。両条例につきましては、本年度山口県人事委員会勧告に基づき関係条文を改正するもので、期末手当支給割合を変更いたすものであります。改正の内容といたしましては、期末手当について、年間の支給月数を現行の3.15月分から0.1月分加算をし、3.25月分へと引き上げるものであります。施行日につきましては、公布の日といたしておりますが、平成28年度期末手当につきましては、12月の期末手当において調整を行うものであります。

続きまして、議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本条例につきましては、先ほど申し上げました本年度の山口県人事委員会勧告に基づき関係条文を改正いたすものであります。改正の内容といたしましては、月例給の水準を平均して0.2%引き上げるものに加えまして、勤勉手当につきましては、年間の支給月数を現行の1.6月分から0.1月分加算し、1.7月分へと引き上げ、扶養手当については、子に係る扶養手当の月額を改正いたすものであります。平成28年度における4月からの年間給与につきましては、情勢適応の原則に基づき、民間との実質的な均衡が図られるよう4月から増額とし、12月にその差額を支給する予定であります。施行日につきましては、公布の日からとした上で、適用は平成

28年4月1日からいたします。

続きまして、議案第15号平生町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について御説明申し上げます。本条例につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員の選出方法等が変更されるため、農業委員会委員及び新たに設置されることとなった農地利用最適化推進委員の定数を定めるものであります。内容といたしましては、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数をそれぞれ6名と定めるものでございます。本条例の制定に伴い、関係条例の廃止及び改正が生じますので、本条例の附則にて規定をいたしております。施行日につきましては、公布の日といたします。

続きまして、議案第16号柳井地域広域水道企業団規約の変更についてを御説明いたします。

本議案につきましては、柳井地域広域水道企業団規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定により、一部事務組合を構成する市町議会の議決が必要となることから、御議決をお願いするものであります。

変更の内容につきまして御説明いたします。山口県では明治以来、耕地番及び山地番双方に同様の方法で地番が付されたことにより、耕地及び山間地に同一の地番が定められ、重複地番が多数存在をいたしております。このため山口地方法務局において、平成27年度から柳井市の重複地番の解消に向けて山地番の地番変更を行ってまいりまして、柳井地域広域水道企業団事務所の山地番における所在地番について、平成28年11月1日に地番変更が実施をされたため、規約の一部変更を改正するものであります。

続きまして、議案第17号平生町土地開発公社の解散についてを御説明申し上げます。

平生町土地開発公社は、地域の秩序ある整備を図るため、公有地となるべき土地の取得や造成を行う目的で昭和49年に設立をし、大野みのげ団地の開発や佐賀地区若者定住住宅並びに町営住宅磯崎団地の用地の先行取得等を行ってまいりました。しかしながら、近年の社会情勢から土地造成に係る先行取得等の実績はなく、今後におきましても具体的な事業計画もないことから、公社の社会的な役割は終えたものと考えております。

また、本年10月24日付で山口県柳井農林事務所から、農道整備事業平生中央2期地区の道路工事に係る本体工事の終了に伴い、公社所有地を迂回路として使う必要がなくなったことから公社所有地利用終了通知書の提出がありました。これに基づきまして、公社所有地を町道用地等として町が買い取り、同時に銀行からの借入金の償還を行い、公社の債務は整理をされております。

去る11月25日に開催をいたしました土地開発公社理事会におきまして、平成28年度土地開発公社事業報告・予算執行状況報告の認定の後、解散の同意が得られましたので、このたび、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、本日御提案を申し上げます議案の提案理由説明を終わらせていただき



ます。

なお、説明不足の点もあろうかと思しますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますので、よろしく御審議を賜り、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（福田 洋明君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

---

## 日程第22. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（福田 洋明君） 日程第22、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず一般質問を行います。質問の通告順により順次発言を許します。中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 通告書に従い、平生町の現在の農業政策と将来構想をお尋ねします。

まず初めに、現在の平生町農業の現状と把握についてです。農業のよい点、問題点、農家数、生産者数、年齢、平生町の水田面積、そのうちの耕作放棄地面積、同じく畑地面積とそのうちの耕作放棄面積、その他の面積と耕作放棄地の面積です。これらの資料の提示をお願いしております。

平生町を見渡した私の判断では、農業従事者の高齢化とともに耕作放棄地がふえ、農地であったところにも太陽光が設置され、農村の風景は変わりつつあります。年々ふえる休耕田、セイタカアワダチソウが生い茂り、それらを目の当たりにして、若者は、家を建てるなら固定資産、税金が安い隣の町や市に建てたいとの声をよく耳にします。現実に私の近くでも、田畑のある農家の跡取り息子でさえ、町外に家を建てました。子供のためにと農業を続けてきた高齢の親が、「帰ってこんでよい、水道もない、下水道もない、道は狭い、農業をやめてもええんじゃ」と勧めたそうです。平生町に夢や希望を見出せないでいる人がいることを、町長、どう捉えていますか。加えて、近年ではイノシシ被害が急増、1年ごとに耕作面積が減少、この現実をトップとして、町長、しょうがないでは片づけられないのではないのでしょうか。現状を踏まえて、町長の農業に対する思いを、まず1点目にお尋ねします。

そして、2点目です。今は昔からの農業では生活ができず、年もとってしまった。それでも、農業者のさがとして、御先祖の残してくれた土地を粗末に扱えないという思い、一方では、土地の高騰が頭にあり、いつかは我が土地も高く売れるのではないかという一縷の希望もあり、土地を手放せないでいる、こうした思いが休耕田を生んでいるようにも思います。国の政策においても、農業にいかに関与力をつけないといけないかが、農業への大きな課題となりつつあります。つまり、農業もグローバル化しつつあるというのが現実で、平生町では早くから農業基盤整備事業、農道整備事業を取り入れ、農業生産を高めること、農村生活環境の改善を目的に、農道の整備だけでなく、水路についても田や畑の整備についても、山、林野の開発についても、町全体を見通して大計画が

立てられ、多額の事業費を投じて年次を追って工事を進めてきたと思われま。道路ができると、農業者だけでなく道路を通る人はみんな幸せます。そのほかに農用地利用増進事業制度では、農業の経営規模を拡大するため、借りたい人、ほかの仕事があつて農地を貸したい人が、安心して貸し借りができるこの制度は、農地を有効利用して農業を進める狙いです。

当時の町長たちは、農業政策にかなり力を注いでいたのではと感じます。農道の1期は17年に完成、2期工事が今年度完成すると聞きました。大変うれしいことです。町長さん、町長の御尽力に感謝いたします。

私は、5年前、柳井広域の会議に消費者の代表として意見を求められ出席したとき、平生町は、基盤整備は、農振地域が少ないのではないのだという話は聞いていました。衰退していく農業を肌で感じながら、隣の田布施町、柳井市などの基盤整備事業を遠目に見ながら、平生町は金がないのでしょうか、国、県に状況を説明すれば、よい知恵を出して相談に乗ってくれないのだろうか、町長のやる気がないのではないか、町長は農業者の意見はどのあたりまで聞き入れるのだろうかなどなど、取りとめのない思いだけはしておりました。

休耕田の増加、若者の減少、工場の少なさが、町の将来に暗い影を投じている現実、現状の中、南周防地区、南周防地区とは田布施町、柳井市、平生町です。国営圃場事業整備が平成17年度より事業実施調査を開始、実施要件を確保できる見込みとなったため、平成23年度より本格的にスタートしている。農業発展をするためのチャンス、6年間の具体的に検討する準備期間、有効期間が設けているにもかかわらず、平生町はその話に乗らなかった。この計画は全体の事業費3分の2が国の負担金、残りの3分の1を県、町、受益者で負担すると聞きました。この計画は国の計画ではあるが、ほぼ同様の県の計画でもあり、いずれにしても平生町にとっては願ってもないチャンスであつたのではなからうかと思われま。しかし、話によれば、平生町では大野地区においては説明会を開催したとのこと。何人ぐらいの出席者、どのような頻度、どれぐらいの期間、何%の反対、反対する理由と問題点、結果的には反対者が多いので中止したとの内容だつたと聞きました。

私はおかしいと思ひました。これは平生町全体の問題だつたんじゃないかと思ひます。県や国の説明を聞いたとき、一部地区の反対意見を聞いて結論を出すより、農業改革のため、一呼吸置いて、大野でだめなら、曾根も佐賀もという思いはめぐりませんでしたか。この思いが発想のつながり、改革になるのではないのでしょうか。これこそがトップの強い意思と責任のある姿勢だと思ひます。

平生の農業をどうにかせんにやいけんという思いはありますか。隣の整備事業が着々と進められている状況を見て、どう思われているのでしょうか。この計画が、圃場整備が持ち上がったとき、周辺の町から一緒にやろうという申し入れがあつたと思ひます。それでも、平生町は参加しなかつた。

国は、また、県の圃場整備の総面積は、基盤事業面積は200ヘクタール以上、受益者面積が400ヘクタール以上と決められている。田布施町だけでは足りない、柳井市だけでも足りないはず。当然、隣の町の平生にも参加してくれるとありがたいと思ったはずではないでしょうか。それでも、その話に乗らなかった。平生町の農業を見捨てないでほしいという気持ちです。平生町はこのままの状態でも農地が守れるでしょうか。圃場事業の対象にするには、障害があるとも思います。農業者の意識も大事だと思います。用途地域の指定など、前向きに将来の農業を考えていますか。

土地利用が話題になると、決まって用途地域の障害にぶつかります。しかし、用途地域の見直しは5年に1度のはずです。しかも、地方自治体で決められる。この見直しには、土地所有者やまた近隣の住民の大きな反対が起きかねない。面倒なことは誰もが避けたいと考えることですが、実現するにはトップの強い意思が必要だと思います。用途地域は28年に制定されたと聞いております。7年に改定があったかもしれませんが、ほとんど一緒ではないかと、私の感じでは、図面を見た感じではそのように思いました。そこで、2番目に基盤整備に関して通告書をお願いしています。

誰に相談して誰の意見をベースに、どのような理由で事業に参加しなかったのか。この事業の最後を農業者にどのように説明したのか。平成17年度、27年度、本格スタート等の経緯は、大野地区の、さっき申し上げましたが、それでお願いします。

国営事業の負担内容を事業名ごとにお願ひします。私も県のほうへ資料をもらいに行きました。そして、田布施にも聞いてみました。田布施はこの事業において、鳥獣侵入防止柵、小行司でやります。15キロです。それも補助金の対象になっております。何かいろいろあるらしいので、お願いします。用途地域、農振地域の制定、変更、除外はやる気があるのかなのか、誰が決めるのか、またお尋ねします。

3点目です。3点目に通告書をお願いしているのは、平生町にあちこち太陽光が設置されています。私の近くの大草の生えていた田んぼが、あっという間に見事に設置され、風景が変わりました。近所の人が風で飛んだり、10年後、20年後使えなくなったとき、処理はきちんとするのだろうかかななどと声が出たので、経済課に尋ねると、設置の要件を満たしているので何ら問題はないと明確な回答でした。

この11月に、私の家にも太陽光発電設置の勧誘の電話があり、知らぬふりをして、20分ぐらい、よいことばかり話す話を聞いておりました。悪質商法のようなと聞いていたら、途中で電話をガチャンと切られました。太陽光発電の措置が可能だからではなく、農地転用でかなりの、これからもふえると思いますが、太陽光が設置されているのは、農業振興で将来基盤整備をする場合、支障となることは考えられないでしょうか。

また、大草の中に太陽光が建つてということは、一方では耕作放棄地の解消にはなりますが、自然がなくなります。太陽光発電の設置者から、あるいは周りから苦情はありませんか。太陽光を現

場で見て回り、風景とマッチした見方をしないと、デスクワークだけでは、本当に書類だけでは何ら問題はないと思いますので、そこらあたりをどのようにしたらみんなが暮らしやすいか、そこあたりも皆さんで考えていったらいいかなという思いです。そこらあたりを3点目にお尋ねします。

町長さん、よろしくお願いします。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

再開を午前10時15分からといたします。

午前10時03分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

○町長（山田 健一君） 平生町の農業に関連をして、3点大きく分けて質問をいただきました。

2点目の南周防地区の圃場整備に関連しては、何点か事実と違うところもありますので、しっかり説明をさせていただきたいと思います。

まず、農業の現状をどう受けとめておるのかということでございます。平生町、御指摘のように、農振地域が山間部にずっと張りついておるといような状況で、なかなかまとめて広いところを流動化させていくという農地について、大変難しい、用途区域が大変広く都市計画でとってあるという状況もありまして、そういう中で、今、一生懸命それぞれの農家の皆さんも取り組んでいただいておりますが、御指摘のように高齢化が進んで、担い手が少なくなっておる、耕作放棄地が増加をすると。一方では、水稻ではジャンボタニシ、ミカンではミカンバエ等々の病害虫。あるいはまた、イノシシの最近の被害等々、農家のある意味じゃ、やる気を減退をさせるというような事象もありまして、本町が今、直面をしておる状況については、憂慮すべきことが何点かあることは御承知のとおりであります。

そうした中で、それは面積も狭いなりに日本型中山間の直接支払制度等も活用しながら、今、一生懸命取り組んでいただいておりますし、防除対策についてもJA含めて、町と一緒に、今こうした取り組みを進めさせていただいております。

何とか今、このいろんな憂慮すべき点はあるにしても、それを克服をしていこうと、活路を開いていこうと、こういうことで今、努力いただいておりますというふうに私は受けとめておりまして、町としてもできるだけ、そういった、今、有害鳥獣対策等を含めて対策をとらせていただいておりますという状況でございます。そのことは、しっかり我々も将来に向けてもこうした持続可能な体制づくりをしていこうということで、今、取り組んでおることについては、まず基本的な考え方として、そういうスタンスであるということは御理解をお願い申し上げたいというふうに思っております。

それから、南周防地区の国営圃場整備の事業に関連をして、御指摘をいただきました。

若干、経緯から御説明をさせていただきたいと思います。平成17・18年、2カ年に、もうちょっと10年前になりますけれども、国と地域整備方向検討調査会というものを委託契約を結んで、国営事業による圃場整備事業の実施可能な団地調査というものを調査で実施をいたしました。その際に、面積要件がありまして、10ヘク以上の団地ということで、国から調査の候補地として提示があったのは、大野の南上・南下、この地区のみでありました。

面積要件が、これも、しかも大野の南上・下がぎりぎりということで、しっかりその分では全てが実施に向けてのぎりぎりですから、みんなの同意がないと実施できない、こういうことでもともとスタートいたしております。それまでに、もう既にいろいろ町内で圃場整備をやられたところもあるわけですが、曾根を含めてですね。今回のこの調査検討整備の調査では、この大野南上・下が対象になったということでございます。それを踏まえて、大野地区では農家の方々、やっぱり代表の協議会を設立をしていただきました。これは農政局、国のほうですね、農政局。それから県の農村整備部の職員、それに町、これは建設課と経済課とそれぞれ、それと農家の代表ということで、協議会を設置をしていただきまして、何度も協議をいただいております。

その間に、一緒に国も県も町も集落ごとに、あるいはまた戸別訪問をしながら説明をして、この事業についての理解を求めてこられました。町としても、基本的にはこれはもうやるべきだ、この事業はとにかくできれば何とかやりたいと、そういうことでこの取り組みを進めてまいりました。

ただ、関係する全ての方々の同意をいただかないと、これまたできないということもありまして、みんなにもう一度会議を持って、もう一度説明会を開いて説明、あるいは個別に協議をしてもらえんかというようなことで、私のほうからもお願いをした経緯がありますけれども、最終的にはアンケート調査をやられました。47%、約半分近い方々が参加しないと、結果的にそういう回答がありまして、この整備については断念せざるを得ないということで、結論を出されたというふうに聞いております。しっかり汗をかいて、取り組んで何とか実現をしたいということでやられたわけですが、なかなかもうやっぱりそれぞれ個人の財産ですから、農地についてそれ以上は……。

大野南地区国営圃場整備協議会というのを設置をしていただいて、対応していただいたわけですが、結果的には平成19年の12月にそういうことになったと。しかし、その後、また21年に、これが今度は農道なら整備が可能ではないかということで、みのげの地区で取り組もうということで、国営の緊急農地再編整備事業という、これも検討をさせてもらったわけですが、例の事業仕分けで事業そのものがなくなってしまうというようなことで、結局、平成22年度に本町が取り組む、国営で取り組む事業がなくなったということで、当初は御指摘あったように柳井、田布施、平生、一緒にやりましょうということでこれはスタートしたわけです。

町としても、それはもうぜひやろうということで、面積的には大野だけでありましたけど、当初

から国のほうも、だからここでやりましょうということで調査を始めたという経緯がございます。

そういう状況でございますので、その点については、御理解をぜひお願いを申し上げたいというふうに思っております。そして、あと国営事業の事業ごとの負担内容については、経済課長のほうから答弁をさせます。

それから、用途地域と農振の指定でございます。御承知のように都市計画、用途での指定がありますから、変更ということになれば、町がまず原案を作成をして、県との事前協議を経て変更案の縦覧、そして都市計画審議会での審議、そして知事へ協議を申し出て、知事の同意を得て計画決定という、これは都市計画用途区域、用途地域の変更ということになるわけです。農振の地域、農業振興地域については、おおむね10年ごとの見直しを今やっておりますが、全体見直しを、平成25年度に見直しの時期が来ておったんですが、県がちょうど農振整備基本方針を今年度、今、見直しをやるからという話がありまして、結果的には今年度、この8月に策定されましたので、この全体見直しについては来年度以降、この見直しを行っていくということになるろうと思っております。

そういうことで、ただ、御指摘のように、本町の場合は大変たくさんの農地があるところでも、用途区域に存在をしておるといようなこともあって、なかなか全体的に取りまとめをしてやっていこうということに困難があるということも事実でございます。そういった現状を踏まえて、今、取り組みが行われておるといことを御理解をお願いしたいと思います。

それから、太陽光でございますが、農地転用が当然出てきます、農転については農地法で、これは太陽光だけではありませんが、ちゃんとした転用候補地の工事事業計画、土地利用計画、資金計画等々を含めて、申請書を出していただくことになるわけでございますが、農業委員会で、まず事務局のほうでしっかりチェックをして、審査可能な申請として出ないと受理しないということになっておりまして、そこで事前にしっかりチェックをしながら、農業委員による現地調査、農業委員会での審議、それでオーケーとなれば県農業会議の意見を聴取し、そして農業委員会と農業会議の意見を付して山口県に、県に進達をする。問題がなければ知事の許可をいただくということで、今、実施をしております。

農地転用の実績でございますが、これはそれぞれありますが、特に平成24年度に再生可能エネルギーの固定価格買取制度、いわゆる太陽光の買取制度エネルギーが始まりまして、それから太陽光への申請がふえてまいりました。平成26、27年度、去年とおととしは、26年度は47件、去年が32件、5年間の合計で見ますと申請件数が、これは農転の申請件数ですが175件、そのうち太陽光が87件、面積で20万2,000平米のうち12万6,000平米、約半分強の面積で太陽光が設置をされておる。したがって、先ほども言いましたけれども、農業委員会等で審査をする場合に、当然、隣接の所有者あるいはまた営農活動をされている農業者、こういった方々にちゃんとそこに太陽光設置をするということについての確認が事前にされているように、今、指導が行

われております。

特に農業委員会の審議におきましても、隣接農地への排水や土砂流出等の影響がない、こういったことをしっかり確認をするように、現地調査を行っていただいておりますということでございまして、隣接者に迷惑かけないようにということで、施設を設置をしていただくように指導を行っておりますという状況でございます。

しっかりこういった状況を踏まえて、農業振興という観点から言えば、決してこれだけばんばんふえていくというのは喜ばしいことではないかもしれません。

ただ、農地法に基づいて、太陽光設置についての規制あるいは指導について具体的に定められておりませんから、こういったできるだけ農業委員会等を通じてしっかりチェックができるように、これからも取り組みを進めていかなければいけないというふうに考えておるところであります。

○議長（福田 洋明君） 藤山経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（藤山 一人君） ただいま中本議員から質問がありました最初の質問でございしますが、農家数、生産者数、年齢、それと水田面積、畑地面積等のことについてお答えをいたします。

まず、農家数等につきましては、直近の2015年農林業センサスに基づく数値でございしますが、農家数が473戸、農業従事者数が285名、この平均年齢が71.6歳となっております。農家数につきましては、5年前のセンサスのときより125戸、従事者数では5年前より77名減少しています。なお、平均年齢については、0.2歳ほど上昇しているということです。

農地についての御説明でございます。本町の農地台帳に基づきます耕作放棄地調査等の数値によるものでございます。本町の農地台帳上の農地面積は686ヘクタール、そのうち水田面積が357ヘクタール、うち作付が144ヘクタール、耕作放棄地が213ヘクタールとなっております。

畑地については44ヘクタール、うち作付が6ヘクタール、耕作放棄地が38ヘクタールとなっております。水田の耕作面積につきましては、ここ5年間で約20ヘクタール減っております、これが耕作放棄、また近年では、太陽光発電施設等への用途にかわっていると思われま。

なお、この水田面積、畑地面積以外には、農地に戻すことの困難な荒廃農地、林地等も入っております。

それから、先ほど御質問でございしますが、国営圃場の補助率について御説明をいたします。国営圃場の補助率でございしますが、事業名としまして、3点。区画整理事業、ため池整備事業、暗渠排水単独事業の3つがございします。

区画整理事業につきましては、国の負担額が1500分の1000、66.67%、県が1500分の378、25.20%、町が1500分の75、5.0%、受益者が1500分の47、

3.13%となっております。ため池整備につきましては、国、県につきましては、同額でございます。町につきましては、1500分の92、6.13%、受益者につきましては、1500分の30、2%となっております。

最後に、暗渠排水単独でございますが、これにつきましては、区画整理と同じく国が1500分の1000、県が1500分の378、町が1500分の75、受益者が1500分の47ということで、それぞれ66.7%、25.20%、5%、3.13%となっております。以上です。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 町長さんの説明の中で、そのとおりだと思います。

平成17年度6月29日、同事業を円滑に推進するため、県、関係市町村で構成する南周防地区国営緊急農地再編整備事業推進協議会が設置されましたとあります。そして、圃場整備に仮同意を得た地区で説明会を開催するとあります。

その中で、10ヘクと言われました、おおむね10ヘクです。100%ではないようにもお聞きしました。そこらあたりがちょっとずれているんですけど、町長が言うのが正しいんだろうと思います、現にやめているので。100%ではない、そのうちの何%かの反対者がおっても可能だ。

そして、この中に町、これは田布施の場合ですが、町では9月末を目標に、指定された地区以外でも圃場整備を希望される地区、500以上の集団があれば、この国営事業に組み入れたいと考えている。希望者は言ってこいとあります。そこらあたりは平生町にはなかったんでしょうか。

曾根地区は、今、私のところも基盤整備はしておりますが、普通車は入りません。軽です、昔です、平成2年ごろです、軽です。また、反対側もあります。地方もあります、奥も次はやるという希望がありました。途中で、本当にそのときにやる予定が、入り口のところができないのでやめたというんで、曾根地区は、本当、農振地域は全部可能だったのではないかなと思うので、ちょっと残念だなと思って質問をさせていただきました。そこらあたりが、この文章をうのみにしたので、違うところがあるんだと言われたんだろうと思います。県も、また希望があれば、農業者とまた町のほうにもよく相談に行って、やる気があるんならやったらいいですよというのを、お話もいただきましたので、この質問を今させていただいているところです。

藤山課長が言われましたように、受益者3%、そのところは当時は出てなかったんだそうです。最終的に、大野のほうの人に聞くと、あれは10%言うたでって、聞いた人がいますよって言ったら、いや、最終的に決まったのは全部、最初は提示してない、それぐらいいはかかるだろうっていう予定が、初めから同意書はもらってない、仮同意で話は進めているというように言われましたので、ちょっと質問をさせていただきましたが、そこらあたりの食い違いがあったので、済みません。

それはそこに置いて、おじいさんやおばあさんから、曲がりくねった狭い道を大きな荷物を背負って運んだ話をよく聞きますが、世の中の進歩はその時代の人々が精いっぱい生き抜いてきた結果、



得られるものではないでしょうか。

基盤整備は、これからを担う子のためにぜひ必要で質問をさせていただいております。私たちも大変な事業というのは重々承知しております。よくなることには協力を惜しまないつもりです。町長さんも汗いっぱいかかると思います。本当に大変なことだと思います。と言いますのも、私が経験した実例をお話しましょう。

今現在、私の家の周り中田集落で、基盤整備が平成2年に始まり、私の家で連日連夜、話し合いがありました。当時、役場の職員2名が参加、熱心でした。

話し合いは、先祖代々の土地が減少すること、負担金が高い、やはり10%だったように記憶しております。調べてはおりませんが、あのとき10%と聞いております。

自分の田は大きく基盤整備せんでもええのに、よその田を大きくする、そのために協力してやっちょるようなもんじゃ、どこがええ田か、水の入りは悪い、機械は入りにくい等々、言い事の絶えない毎日でした。仕事を終えて、夜8時から始まる集会は、大変で難しいことをお茶を出していたのでわかります。リーダーがよほどしっかり引っ張っていかないとできないことだと、ぴりぴりした雰囲気を感じています。きょうはおとなしいなと思う日もあり、またヒートアップしたりと、工事が始まって完成しても不満を言う人はいます。

今、基盤整備事業をしている田布施、柳井が、もめさんかやして大変よという話も聞きますが、同じで当然だと思います。

中田集落の話し合いが一つずつ解決していく中で、負担金の支払方法は、代表者が一括してJAより10年返済で借入れ、毎年10アール当たり1俵収穫が少なかったと思ったらええ、負担金は払えるでなどと知恵を出し合い、完成にこぎつけたのです。いろいろもめますが、負担金も10年も待たず5年で全額返済、10年後には基盤整備してよかった、勤めながら百姓するのは大変なのでよかったなあという声が多く、10人が10人、おかげで……があると、世話をした人は死んでもういませんが、事あるごとに口にするのは感謝の言葉です。

曾根地区では、最近60代の担い手が死亡したので、かなりの田んぼが来春は休耕になります。休耕になる予定です。区画整理していないと、つくってくれる人もいません。農業問題をどのような方法で推し進めるか、ぜひ農業者に説明する機会をつくってほしいと要望します。

私は、何も農業を中心にしたまちおこしをすべきとは言っていません。例えば、工業を中心にした改革でもいいんです。商業を中心にしたものでもよいんです。ミックスでもよいんです。平生町が生き生きするなら。町長として町の将来をどう考えているかについて、農業をとおしてぜひそれを披露し、明らかにしていただきたい。平生町の今後の生き方、生かし方についての指針を明確にしたい。それこそが町長としての務めであると考え、この指針がなければ町は進むべき方向を見失うのです。

町長の4期の町政の中で、具体的に何をやったか、実績と評価をお聞きしたいなとも思います。正直言って、第4次総合計画を町長はよく口にしますが、正直言ってこれは何が書いてあるのか、私にはよくわからないんです。願望が羅列されているだけであると思うときもありますし、この総合計画にこそ町長の将来構想を明記すべきです。現状では、今の状態では、職員一同、どう動けばいいのか、何をすればいいのか、羅針盤がありません。職員も大変と思います。

そのあれが、今の用途地域の見直しがなされない状況が進み、今、休耕田の増加と空き家の増大、若い減少にあらわれているのではないのでしょうか。

失礼なこともいっぱい言っていると思いますが、平生町が活気づくこと、この平生町を、ふるさとを思うからこそその意見ですので、お願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 答弁求めますか。

○議員（2番 中本 敦子さん） 町長さんの今までやった実績と評価等をお聞きしたいと思うんですけど、それは何でもいいんです。農業でお願いします。

○議長（福田 洋明君） 暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

.....

午前10時43分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。山田町長。

○町長（山田 健一君） 一番最初に申し上げましたように、平生町の農業を取り巻く環境というのは憂うべきところもあると、それを前提にして町としてできる、農家の皆さんのインセンティブをしっかりと発揮していただくべく、やれる、先ほど言いましたように有害鳥獣含めて、少しでも皆さんのやる気を維持をしていただくための対策を、今日までとらさせていただいております。

確かにいろんなないないづくしのこともあるけれども、嘆いてばかりおったんじゃ前へ進めませんから、前を向いて、何とかみんなが知恵を出し、力を出し合って、参加と協働のまちづくりをやっつけよう、その中に一つの農業があり、漁業があるという、そういう位置づけをしておるといことで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） ありがとうございます。

町長の気持ちもわかります。農業振興は環境に優しく、春は田植え、青々とした水田、黄金色に染まる秋と、農地には四季があり、自然の美しさは私たちに和ませてくれます。

耕作放棄地や太陽光発電が余りにも多くふえると、平生町民憲章の一つ、「自然を大切にし、環境をととのえ、美しいまちをつくります」は、人それぞれの感じ方はあると思いますが、私は唱和するたびに、年々マッチしなくなって悲しいなと思っております。

農業振興は、本当に難しく、町長が悩んでいることもよくわかります。農業生産でなく、日常生活に大きくかかわっていることも感じてほしい大切なことと思います。平生町は1ヘク未満の農家が90%と聞いています。農地のまま子や孫に渡せるよう頑張っている農業者とともに農地を守り、限界集落にならないためにも、農業を進める対策を立て、どのように実現するかで人々の暮らしは変わっていくと思います。

町長、行政の指導をよろしくお願いします。また、農業者も頑張ると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 要望で結構ですか。

○議員（2番 中本 敦子さん） はい。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、通告しています農福連携について質問いたします。

農福連携の「農」とは、農産物を生産することを目的とした農業であり、「福」とは、福祉の福で障害者就労を意味しております。つまり、障害者の農業分野における就農訓練及び就労を言います。全国的に農家の高齢化や担い手不足、そして地域の荒廃が進む中、解決策の一つとして香川県をはじめ、鳥取、島根、長野、青森、いろんなどが農福連携を進めているところです。

農林水産省も農業分野における障害者就労に関する実践調査や研究を行っています。

地方公共団体等による農福連携の支援体制の構築に関する研究も発表されているところです。

平生町では、障害者手帳所持者は700人を超え、人口に対する比率は増加傾向にあり、人口の5.7%の割合となっております。

また、A型・B型の作業所も町内に1つずつあります。先ほど中本議員の農業政策についての質問の中、町内の厳しい状況についてのお答えがありました。平生町では農福連携の取り組みについて、どのように考えられているのか質問いたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 農福連携ということで、農水省をはじめ、今、農業の分野で障害者なり高齢者の就労支援、活用を図っていききたいと、こういうことで、今、取り組みが進められておるのは御指摘のとおりでございます。

いろんなアプローチの仕方はあると思うんですが、本町の場合は大きな農業法人とか、大規模農家がたくさんあれば、それらとしっかり連携を、こちらからもアプローチができるわけですが、なかなかそういう状況、条件が整っているとは言いがたい状況ですから、農作業の内容によっては、いろいろこれからマッチングがしていけるのかなというふうに思っております。

今御指摘がありましたように、就労支援の施設、事業所なり、あるいは就労継続事業A・B型の

施設もありますので、就労活動をサポートしていくという意味からも、そこら辺の連携をこれからしっかりとっていけるように対応していきたいと思っております。

これは直接的な農作業ではありませんけれども、昨年はJAのほうから町内の就労訓練施設に対して農業関連作業といたしますか、タマネギの選果をやってくれんかということで、作業をお願いされて実施をされた経緯がありますし、また、養蜂家のほうでは、やっぱり就労訓練施設に、この後、蜜をとった後の巣を活用して、蜜ろう、ろうの加工品を製作を依頼したということもあるようでございますので、そういった事例を踏まえながら、しっかりこちらとの連携の中で、実績が少しでも積み上げていければというふうに考えておまして、十分情報共有をしていくようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、農作業の受託をするには大きなところがないという話がありました。確かにそれも言えるんですけど、ただ県内でも隣の田布施町だったり、阿武町の農事組合法人の福の里の例だったり、規模が大きくないところが取り組んでいるところもあります。

今は現実として、県のほうがいろいろマッチング事業なんかをしております。山口県はどのような状況になっているのでしょうか、県のほうの支援と、それから、それを受けての平生町としてどう動くかという、今、なるべく取り組みたいというお話でしたので、そういった平生町内の支援、平生町内の支援としては今の作業所や社協なり、あと、その特産品センターなり、シルバーとのマッチングも考えたらどうかなというような思いもあるんですけど、そういったちょっと視点を変えて、平生町の農業に対して、少しでも障害者の力をかりながらしっかり農業を進めていく、そうした農業政策を考えてられないか質問いたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 先ほどお答えをさせていただきましたように、農業課所管の経済課と、庁内でいえば健康福祉課のほうとしっかり情報共有をして、少しでもマッチングしていけるケースがあれば、それはもうどちらからアプローチするにしても、マッチングができればやって、就労支援活動をやっていきたいと、そういうふうに思っております。

県の状況については把握をいたしておりません。今、ちょっと急にこの御質問がありましたので、事前に聞いておれば準備をしたところですが、ちょっと状況は把握しておりません。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） いろんな情報が農家の側にも、そして作業所の側にもあれば、ちょっと取り組んでみようかなということも考えられるというか、今、取り組んでいるいろんな作業所なんかは、そういった情報を聞いて、うちでもやってみようかなという形で取り組んでいるという現実もございます。情報をしっかり皆さんに流していただきたいのと農福連携、要するに経済課

と福祉課の連携、これもなかなか今うちの課の中で、いろんな連携をしてねって、私も何度も言いますが、そのあたりが現実的に難しいかなという思いが、私のほうにはしておりますというか、現実的に話を持っていったときに、どっちがやるのかねというような感じの対応がございます、残念なことに。町として、やっぱりいろんな形で政策をしながら、ノーマライゼーションのある差別の少ないというか、ない地域にしていきたいと思っておりますので、皆さん課を越えてそういった連携をお願いして、1つ目の質問を終わります。

2つ目の質問に入ります。

それでは、地域包括ケアシステムに向けた取り組みについて質問いたします。誰もが健康で生き生きと暮らせる協働のまちづくりを目指して、第2次の平生町地域福祉計画がこの3月に策定されました。その中で、平生町の各施策の条項として、高齢者福祉計画についても述べられております。内容は、団塊世代の全てが75歳以上になる2025年を見据えて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活が、包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が必要というものです。高齢者保健福祉実態調査では、町内で65歳以上のひとり暮らしは、平成26年度には668人と、平成12年度に比べて207人増加しています。75歳以上の2人暮らし世帯も、26年度は232世帯と、平成12年度と比べると130世帯増加しています。これらの実態から、団塊世代の全てが75歳以上となる2025年までに、地域で安心して住み続けられるような環境整備を、これまで以上に急がなくてはなりません。そのための制度構築の内容を、国が地域包括ケアシステムとして示しているわけだと思います。

私は、このシステムの構築が、そのまま住民の満足度の高いコミュニティケア力のある地域づくりにつながると考えます。医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援における平生町の現状と課題をまず質問いたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 地域包括ケアシステムの構築の必要性については、御指摘のとおりだと思います。

平生町においても、この2025年問題といいますが、かなり高齢化率が高くなっておりますから、進んでおりますので、山口県、それでこの平生町もそうですし、まさに団塊の世代が75歳に到達をする、そういうときの医療、介護、福祉の状況がどうなっているのか、常にそこを、今、見据えながら対応していかなければいけないというふうに考えております。

ありましたように、介護と医療、予防、住まい、生活支援、この5本柱でそれぞれがうまく連携をしながら、在宅でケアができるようにというような、今、流れをつくりつつしているというふうに思っております。本町の場合で、今のケアシステムの構築に向けて、現状と課題について何なのかという、今、質問でございます。

将来をにらんだ場合は、今、申し上げましたように、高齢化が進行しますから医療費、介護費、いわゆる社会保障の負担については、さらに今後増大をしていくということが、一つの大きな大くりでいえると思います。問題は医療と介護、この両方を必要にする方がこれからふえてくるだろうというふうに思っております。いわゆる医療機関、かかりつけ医の先生方と介護との連携、あるいは病院を退院した後のケアをどうしていくのか、高齢者のケアの方針というものをしっかりこれからしていかなきゃいけない。今、スムーズに、そういうふうに移行していけるという状況では、まだないというふうに思っておりますので、この辺は大きな課題だというふうに思います。あわせて認知症が、高齢者の認知症、これの増加が見込まれます。先般もちょっと講演を聞く機会がありましたけれども、やっぱり我が身、我が事として受けとめていかなければいけないだろう、相談窓口、専門医との連携、こういうものも、これから認知症を早期に把握し、対応していくと、そういうためにも大事なところだというふうに受けとめております。あわせて、在宅医療ということが前提になっておりますから、それを担っていく介護予防、生活支援、こころの担い手をどうしていくのか、この辺の人材の確保ということも、一つのこれから大きな課題だというふうに思っております。なかなか、口では地域包括ケアシステムの構築をしましょうというのはい言えますけど、なかなか現実の問題として、こういう課題がありますから、しっかりその辺を見据えて、これから我々が一つずつ手を打っていかなくちゃいけないというふうに考えております。

現状と課題については、今そういうことでございます。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、在宅でケアができるようにしていく、認知症がふえたりして、ちょっとどういうふうにやっていこうかというお話でございました。また、財政面も大変だというお話です。もともと介護保険制度にしる、このケアシステムにしる、最後まで地域で暮らせるよという制度でございます。ただ、今、8割の方が病院で亡くなっているように、そのあたりのことは皆さんによく実態としてわかってない。60年前は8割が在宅で亡くなっていたものが、今は8割が病院で亡くなっている。でも、2006年の医療制度改革で在宅医療の推進が進められて、病院で最期まで見れないよという流れが出ております。在宅に不安があっても帰らざるを得ないのが現状です。

その中で受け皿になるのが、さっきおっしゃったように往診のできるお医者さん、そして24時間体制の訪問看護師、あと生活を支える家族や地域、ヘルパー、そういったものの地域資源が、平生町でどれだけあるかというお話になるんですけど、私はこれは余り心配しなくてもいい、今の現状では、ちゃんと家で死にたいとまず決心された方がそれを実行できる体制には今はあります。

2025年問題で、があつとふえるとどうなるかはわかりませんが、まず家で死にたいと思う方、人権の意識っていいですか、年をとってこれがわがままなのか、人権として、本来人として

の権利なのか、例えば自宅で亡くなることとか。そのあたりのところがまず本人がどう思っているかというあたりで、人権教育が私は必要となってくるかなと思っております。

あとは情報が、例えば自宅で亡くなることができるのよ、こういう資源を使ったら大丈夫よという、例え認知症でも、ひとり暮らしでも、1人で認知症で暮らしながら、最期まで自宅で生を全うしたいという取り組みというか、そういった方が今ふえておりますし、私も実際にヘルパーとして訪問しておりますから、それが可能だというのは見えております。ただ、一般の方は知らないと思います。まず、その情報を皆さんに知らせていく、あと、どういったときに救急車を呼ぶかという話なんかが、新聞なんかで取り上げられております。病院に行くと、病院は延命治療をするところですよ。治療をするところである。だから、救急車に乗っちゃうともう延命治療になってしまう。

そのあたりのことを皆さんしっかりと考えて、救急車を呼ぶときにも、呼ばないといけないよという特集が、新聞なんかでも組んであります。ふえ続ける、増大し続ける医療費、介護費、その問題の中に、皆さんの意識を変えることで随分変わってくるところもあります。

そして、その地域でそれぞれの方が亡くなる、死の教育といいますか、死の準備教育っていうのも今言われています。在宅ホスピスは死の準備教育だ、もちろん本人が主役でその人の生きざま、死にざまを見せることによって、周囲の人に見せることによって、命の尊さとか、死ぬというのはこういうことだよということをみんなに知らせる。どういったことをしたら、ちゃんと自宅で亡くなれるんだよということを、地域の皆さんにも見ていただく、それが地域のケア力を進めていくこととなります。そういった、今、亡くなられた方の遺族会みたいなものもごございますけれど、そういった情報を皆さんにきっちり知らせっていく、そういった啓発活動というものは考えておられないか質問いたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 死を含めて、人間としての生きざまといいますか、命の尊さの教育、これは大事なことだと思いますし、それぞれ教育委員会も含めて、こういった命を大切にすると人権教育を含めてやっていかなければいけないと思っております。

特に、今のお話がありましたように、死というものが、昔はもう我々の生活の中に実際にあった。今はもう、おっしゃったように、ほとんどが病院へ行って最後は亡くなる。ある日、突然おじいちゃん、おばあちゃんがおらんようになっちゃった。あるいは病院に入っちゃった。今度はある日、突然もう亡くなったと。で、帰ってこられる。子供たちも、じいちゃん、ばあちゃんを一緒にみると、そういう親の姿を見ていないし、ぐあいが悪くなったら病院に行くものと、本当にそのじいちゃん、ばあちゃんがこうじゃったと、死を待つ、最期はこうじゃったんよという話もできない。突然もう帰ってこられて、亡くなって帰られるということで、ある意味ではそういう家族としてのお互いの支え合う気持ち、人間がいずれこういう形で終末を迎えるということについて、子供たち

が本当にそういう実際に経験をすることによって得る経験、知識、こういうものの認識というものがあると思うんです。だから、やっぱりそこら辺が、在宅で最期をみとっていくというのは、そういう意味では非常に子供たちの教育にとっては私は大事なことだと思います。ただ、それをやっていける、今おっしゃったようにその体制ができるのかと、そこにスムーズにつなげていける、安心をして家で亡くなっていける、そういう体制をしっかりと築いていかなきゃいけない、それが包括ケアシステムということにつながっていくんだらうというふうに思っております。

いろいろまた教育委員会とも協議をしながら、そういった教育あるいは啓発、こういったところも、これは健康福祉との連携をとってやるように、しっかりこれから大きなテーマとしてやっていかなきゃいけないというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） さすがに町長さん、よくわかっていらっしゃる。模範的なお答えでございました。

先ほどの中に、担い手の人材確保のお話がありました、先ほどの町長のお話の中に。その人材確保、これが一番難しいところ、地域の人材確保が一番難しいと私は考えております。今、いろんなところで、例えばボランティア活動をしたらポイントがもらえるのよとか、地域通貨でボランティア活動を盛り上げていくという取り組みをしているところもあります。

ボランティア活動というか、助け合いの活動というのはなかなか難しいもので、例えばごみ一つ出す、買い物をしてあげる、ちょっと移動を手伝うっていうあたりのことが、やっぱり制度として取り組むためには、そういったポイントなり、地域通貨なりの介入もいるのかなと私は考えておりますが、そういった担い手の人材確保をどのように考えられているのかと、それから人材の育成の中で、傾聴、聞く、そして聞き書きとかいう、そういったスキルを、今、とてもいるんじゃないかという注目をされていますけれど、そういった傾聴や聞き書きのスキルアップの講座なんかを考えておられないかをお尋ねいたします。担い手の人材確保のお話です。

もう、これ、再々質問ですので、もうまとめに入っておかないといけませんので、ついでにまとめて聞きます。町長さんは、しっかりとどうしたらいいかというお考えをお持ちのようですので、オピニオンリーダーとして、これからもしっかりと職員のお尻をたたいて、みんなが安心して暮らせる平生町にしていきたいと思っておりますし、職員の方もそれぞれいろんな専門家として、トップとして、いろんな者のトップとして、そして住民とともに働く職員という意識をしっかりと持たれて、住民のお手本になるような活動をしていただきたい。そうすれば、住民も一緒に汗をかきますので、そのあたりのことをお願いして、私の質問といたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 御指摘がありましたように、全て最後は人材のところに行き着く話でござ



います。

今までもいろんな啓発活動と申しますか、ボランティアの養成を含めてお願いをして、いろんな協力をいただいて、こうした取り組みを進めてきておりますけれども、なお、これから御指摘にありましたように、いろんな養成のためのそういった講座を含めて考えてみる気はないかということですが、十分検討してみたいというふうに思っておりますし、こういった医療と介護の連携に向けて、それに関係するそれぞれの機関なり、組織なり、いろいろ団体等がありますから、十分それとの情報交換、連携もしっかりやって、どこにどういう問題があって、どういう人材がおられてという人材発掘をしていく、あるいはまた、それをしっかり支えていく取り組みをぜひやっていきたいと、あるいはまた、地域ケアの会議なんかもやっておりますから、地域ケア会議をしっかりやる中で、そういった人材の育成まで幅を広げて取り組むよう、しっかり指示をしておきたいというふうに思っております。

.....

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

再開を午前11時25分からといたします。

午前11時11分休憩

.....

午前11時24分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

次に、岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、環境整備について伺います。街路灯の新增設についてですが、町内にある県道光上関線の角浜から曾根の交差点の間に街路灯が少なく、特に冬は早く日が暮れるため、近隣の住民はもちろん、通学路として通う学生たちも暗がりの中、帰宅している現状です。

また、道路隣接に新しい住宅がふえたことにより、利用者が多くなってきています。環境状況が少しずつ変化してきているので、安全な道として街路灯を整備しなければならないと思いますが、街路灯を設置するなどの対策の取り組みはいかがお考えかお聞きいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 街路灯の新增設についてということで対策はどうかと。街路灯につきましては、地域の中において防犯、交通安全、そういうものを目的として、今、自治会が街路灯の設置や修繕を行う場合は、その費用の一部を補助として、今、取り組みを行っております。補助率は経費の2分の1、補助上限を1基2万5,000円、こういうことで、今、取り組みを進めていっているところですので。御承知のとおりです。

平成27年度には、30の自治会で92基、それから平成28年度は、これは、今11月末現在で、41の自治会で99基の街路灯の整備を行っておりまして、新設も27年度は新しく3基、28年度4基ということで。4基の予定で今、取り組みが行われておるという状況でございます、自治会のそれぞれ皆さんには大変協力をいただいて、地域の安全安心のまちづくりのために、大変御尽力をいただいております。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） 自治会で出されているところも多いとは思いますが、検討も考えられますが、経費がかかることですので、なかなか難しいところがあります。町としては町民の、安心して暮らせるまちづくりのためにも、上関線は県道ですので、町としても県に対して要望を出すこと、また、あわせて町道も検討する必要があると思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） お答えをいたします。

県に要望するべきところは要望しますが、その周りの町道の中での地域での問題、街路灯については、それぞれ自治会のほうから、どんどん今、新設を含めて相談をさせていただいておりますという状況です。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） なかなか自治会では難しいところがありますので、その辺も考えていただけたらと思います。誰もが加害者、被害者にはなりたくありませんので、事故や事件が起こる前に対処するように、早急に取り組んでいただきたいと思います。自治会でできない場合は、どういうふうにしたらいんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 総務課長から答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） ただいまの御質問に対しまして、補足説明をさせていただきます。

自治会で設置をしていただくのが建前となっております、先ほど町長も申しましたように、1基当たり2分の1、2万5,000円を限度として補助を出しております。その中でどうしても自治会ではできない、できにくいところ、例えば自治会の境であったり、今言われる県道沿い、実際には尾国から黒羽根の間においては、町で通学路の整備として設置をしております状況もございます。そういったのがございます。それは、多分そこには自治会として関与できる範囲がそこまで至っていないという場合もありますので、そういうときには町として設置しております。ただ、今おっしゃられております間につきましては、ほぼ自治会が関係している地区でもございますので、も

し自治会で難しいということであれば、町のほうにそういった交通安全施設の設置の要望などの申請書がございますので、この辺で御相談してもらったらと思っております。以上です。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） 今の質問は終わりでございます。終わりになりますので、2番目のテレワークの促進について、次の質問をさせていただきます。

テレワークの助成策についてお伺いいたします。政府の働き方改革の柱の一つであるテレワークは、柔軟な働き方を可能にする制度であり、平生町も普及させるべきと考えます。通信技術の発達により、多くの仕事が在宅で行うことが可能な状況となり、大きなオフィスに全員が毎日通う必要はなく、在宅または住宅地の近くに小規模なサテライトオフィスでも多くの業務が可能な状況となり、体の不自由な方、子育ての中の方、介護の必要とする家族のいる方など、離職することなく、テレワークが促進されればもっと能力を発揮して仕事をするができるようになります。このようなことから、テレワークの促進策が必要で、普及させるためには、町政においても何らの助成策が必要と考えられます。空き店舗、空き家を利用するなどして、低料金でオフィスとして利用できるようなスペースを用意し、企業に対してはテレワークの利用を働きかけ、また、企業誘致といったことが必要ではないかと思えます。今、会社を廃業されてそのままになった場所もございますので、そういうところを再利用する、その企業にお願いに行くとか、そういう働きかけが必要と思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） テレワークの活用についてどうかということで、それに対する助成ということでございます。

確かに、今、これはまさに国家戦略としてITの国家を目指すということで、その一環としてこのテレワークが日本で活用されようとしております。いろんな育児、介護あるいはまたそれとの仕事の両立といいますか、いろんなそういったワークライフバランスをとっていく意味からも、そういう活用というのが当然考えられておまして、現実にサテライトオフィスの誘致をしてやっておられるところもあるわけです。

こういった、なかなかそうは言いますが、現実にはテレワークの、今、人口というのが、国の目標が掲げられておりますけれども、実態調査が行われておりますが、なかなかそこまで至っていないという状況でございます。普及促進に向けてのいろんな啓発等については、我々もこれから取り組んでいくことになろうと思っておりますが、具体的に平生町で何ができるのかということになると、これについてはもう少し私たちも研究、検討してみる必要があるというふうに思っております、どういう、また支援ができるのかということについては、少し今後の検討課題というふうに受けとめております。こういったITの戦略をしっかりと生かしていくという方向は、これからもそういう

方向に向かっていくと思いますから、それをどう現実に対応させていくのかということについては、少し検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） これからの仕事の柱ということになりますので、検討も必要と思います。

平生町では、人口減少対策の一環として、若年層を中心に定住促進を図るため、「アイ・ラブひらお」定住プロジェクト等、開催しておられますが、これにあわせて雇用の場の提供も必要と思います。テレワークがあれば、よそからでも反対に來られて、こちらで生活しながら仕事はできるという状況の環境になってきますので、若年層の定住の場として強みになるのではないのでしょうか。

テレワークは新しい働き方の一つですので、今、地方創生で総務省の事業モデルとして、福島県の郡山市や沖縄県の竹富島でも実施されています。これには、総務省の助成金が今の段階ではありますので、計画を出せばいろいろ実行してやっていかれるのではないかと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。これは要望でございます。これで質問を終わります。

○議長（福田 洋明君） 要望で結構ですか。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） はい。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、瀧上正博議員。

○議員（8番 瀧上 正博君） では、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、介護保険制度についてで、地域支援事業への移行の具体化はということで質問させていただきます。この質問は、先ほどの細田議員の質問と少しダブるところがあるかもしれませんが、よろしく願いをいたします。

厚生労働省は、原則1割負担となっている介護保険の利用料について、要介護に応じて負担割合を見直す考えを今提案をしております。また、医療保険に準じて1割から3割の負担とする考えも示しております。また、原則1割の負担割合を介護度に応じた負担割合に見直し、要介護2以下の軽度者について、自己負担を引き上げる考えも、またこれも示しております。

介護保険の利用料については、昨年8月より年金収入280万円以上の人を対象に、既に1割から2割負担になっております。介護の2割負担で、利用者が必要なサービスが受けられず、重度化を招くおそれがあると私は思います。在宅生活を難しくさせ、結果的に介護離職をふやすことにつながるのではないのでしょうか。このように介護サービスは、年々低下の道をたどってきております。しかし、介護保険のこれまでの考え方は、軽度のうちからサービスを利用し、自立を支援して重度化を防ぐ、このことではなかったのではないかと思います。利用を控えて、介護保険の財政は、一時的には支出が抑制されるかも知れませんが、長い目で見れば重度化が進み、逆に財政を圧迫

することになるのではないのでしょうか。高齢で生活機能が衰えるということは誰でも通る道です。これを見ると生活援助は必要経費ではないのでしょうか。利用負担をふやすなどということは、年をとるなどということに等しいと思います。しかし、こんな中、来年の4月から要支援者に対する訪問介護、通所介護の地域支援事業への移行が決まっております。介護の質が確保できなければ、重度化が進み、いずれは給付を押し上げていく、このことを考えれば、今以上の介護サービスが必要です。サービスの切り捨てなど、サービス低下を招かないような具体的な対応、また、どのように実践していくのかをお伺いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 介護保険に絡んで、御指摘がありましたように介護予防として行われておりました、今までの訪問介護と通所介護、ここが地域支援事業に移行していく、それに向けての体制は大丈夫かということだろうというふうに思います。

今、申し上げましたように、議員も御指摘のように、予防の観点から取り組みを進めていくというのは大変大事なことであります。今回は国のほうではこういう予防のところで、介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、それぞれ訪問型サービスと通所型サービスということで、これから移行していくと、基準はそれぞれ市町村独自の基準で実施をしていくということになっております。

それとあわせて、介護事業所だけではなくて、民間企業やボランティア、地域住民等の多様な担い手が多様なサービスを提供することが可能になるということが、一つのここで一緒にうたわれているわけでありまして。これは一つの大きな課題、今の分は課題だと思っておりますが、当面、今御指摘がありましたように、サービスを移行していく、その多様化の例として、国が今上げておるのは、現行相当サービスというのを、そのまま移行するサービスと、それから緩和した基準でサービスAというものと、さっき言ったようにボランティア等によって提供されるサービスBと、そういうふうに今国が示しております。問題はそのときの、要するに介護報酬単価をどうしていくか。今、いろんな関係者、今、それぞれこの町内のサービスを展開をしておられる事業者の方々と、こちら辺について基準や報酬単価の設定をどうしていくか、この事業所があんまりやっぱり、もう今はそれだけでなく介護報酬について結構下がってきておるということが、単価が下げられたということで、大変憂慮しておるところもありますので、だんだん事業者にとって不利だということになると、要支援1、2の移行していくべきそのサービスが、やり手がなくなるというようなことになりかねないということですから、この報酬単価をどう設定をしていくのか、このことがやっぱり一番大きな課題だというふうに受けとめております。そこに向けて、今いろいろと意見聴取をしながら、どういう形で設定していけるかということで、適切な報酬単価の設定に向けて、今、取り組みを進めておるといところでございます。

それからもう一つは、今、多様な担い手ということで、もう一つのある意味では事業者以外でや

っていくサービスBについて、このほうについては、それぞれこれからいろんな地域での、場合によってはコミュニティ協議会等々含めて、地域の皆さんといろいろまたこういった、どういう見守りや、そしてまた介護のお手伝いができるのかというようなことも、これから協議をしていく一つの課題になっていくだろうというふうに思っております。これは少し時間が、もう少しかかるかなという気がいたしておりますが、いずれにしても来年4月の移行に向けて、今、関係者とそこら辺の介護報酬の設定に向けて、あるいは基準の設定に向けて協議を進めておるという状況であります。

○議長（福田 洋明君） 瀧上正博議員。

○議員（8番 瀧上 正博君） では、再質問をさせていただきます。

これ、当町でこういう「新しい総合事業の概要について」と、こういうペーパーを出しておられるんです。これについてですけど、「要支援者のサービスの大部分が専門職でなくても可能なサービス」と、このように書かれております。ちょっと読み上げてみます。

「現在、要支援者の訪問介護サービス利用者のニーズは、ほとんどは掃除や買い物、調理といった、必ずしも専門職でなくても可能なサービス内容となっている。これらを高齢者等を含む多様な主体が提供することで、地域の実質的な担い手をふやすことが可能である」と、このように書かれています。また、その下のほうですね、「サービスづくりではなく、地域づくり」、例の協働のまちづくりと同じような感じですが、この中には、「従来の介護保険行政や高齢者福祉行政においては、サービスをつくることに重点が置かれていたことは事実である。総合事業はサービスづくりではなく、専門職以外の新しい担い手を地域の中で見つけ出し、持続可能なものとして支援する取り組みであり、その取り組みは一般住民の自発的な取り組みとして、お互いさまの気持ちを地域の中で具体的な仕組みにしていく点で、地域づくりそのものと言えることである」と、このように書かれております。それで、私たちが今やっているコミュニティづくり、この中における地域づくりを重点にという活動を進めているのは事実なんですけど、これ、なかなかうまいこといかんのです。その中で、これが現実になって出てきている以上は、早う言うたら、ここの机上の上の空論じゃだめなんです、現実に一歩踏み出して、どうなんかということを決めんなかなかうまいこといかんと思うんです。この辺がうまいこといくんじやったら、僕にもぜひ教えていただきたい、よろしくをお願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） これは国のほうもそういう形で、今言ったサービスA・Bと分けて、Bのほうについては、地域住民あるいはまたボランティアが、あるいはNPOがという、平生の場合まだNPOというあれになってませんけれども、主体となっているような生活支援等ができればという方向づけでございます。現実に、地域で今お互いに支え合ったり、見守りが行われておるようなケースもありますから、もう一歩進めてこういうことがやれるのかやれないのか、これはもう来年

4月には移行していきますから、一方では事業所の対応というものをしっかり引き続いてできるようにしていかなければなりません、もう少し時間はかかりますけれども、地域の皆さんともやっぱりこうした問題について協議をする、そういう場をやっぱりつくっていかないといけないというふうに思っております、もう少し時間がかかりますが、協議をしていきたいというふうに思っております。なかなか大変なことはよくわかっております。

○議長（福田 洋明君） 瀧上正博議員。

○議員（8番 瀧上 正博君） もうあと3カ月しかないですね。それまでにぜひ、これを前に進めていかれるように、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

当町の教育方針についてです。教員の部活動の負担軽減はということで質問をさせていただきます。この6月に、文部科学省から「学校現場における業務の適正化に向けて」という報告書が出されております。その中で、教員が置かれている過酷な労働環境が問題にされ、教員の部活動における負担を大胆に軽減するという方針も示されております。

具体的には、各学校に適切な休養日の明確な設定、複数顧問の配置など、教員の負担軽減に向けた取り組みを実施することを求めているわけですが、同時に教育委員会や国に対しても、各学校をサポートする調査を実施したり、ガイドラインを設けたりすることも求められております。国内の中には、クラブ活動は週3日と決めている中学校があると言われております。活動時間は1時間半から2時間と決めているそうです。

学校では授業が一番大事で、そのほかにも勉強や生徒会、クラス活動など、一生懸命やれていることが多ければ多いほど、その自信がクラブ活動の例にあらわれていると言われております。当町においてもクラブ活動は盛んに行われておりますが、教員の部活動の負担軽減の具体化はどのように進めていくのか、お伺いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 教職員の部活動の負担軽減についてお答えいたします。

ちょっと先ほどの経緯等に戻りますけれども、このたび文部科学省においては、「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」報告として本年6月にお示しのように、学校現場における業務の適正化に向けてということが公表されました。その中で、教員の部活動における負担を大胆に軽減することが検討されておまして、休養日の明確な設定を通じた部活動運営の適正化の推進あるいは部活動指導員の配置など、部活動を支える環境整備の推進などが、改善方策として上げられているところでございます。これを受けまして、文部科学省では、今後、制度の整備や必要な予算措置も含めた業務改善のための方策を実施することというふうにしております。また、山口県教育委員会においては、学校教育の一環として教育課程との関連が

より図れるよう留意するという観点から、「望ましい部活動の在り方について」を通知しております。

本年度の重点取り組み事項としては、先ほどもありましたが、週1日以上以上の休養日の設定、効率的・効果的な練習時間の設定、外部指導者との効果的な連携などを示すとともに、新たに教職員、保護者向けの啓発リーフレットを作成して、望ましい部活動のあり方を示すことで、生徒や教職員の健康保持に努めようというふうにしております。

平生町教育委員会としましては、県からこの通知を受けまして、年度初めに中学校長に関係教職員への周知、それから保護者へのリーフレットの配布依頼を通しまして、教育活動の一環としての望ましい部活動の運営を指導したところでございます。

なお、現在、平生中学校における運動部活動の負担軽減に向けた具体的な取り組みということになりますけれども、このたびの山口県教育委員会の通知及び啓発リーフレットによりまして、部活動の目指す方向性などについて教職員にまず周知するという事、それから全保護者へリーフレットを配布して、たくさん内容はあるんですけども、主なものとして適切な休養日の設定、それから過度に大会等の結果を求めない、いわゆる勝利至上主義に陥らないということ等も含めまして、啓発、周知に努めているところでございます。また、校内体制としては、一つの部活動に複数人の顧問を配置する複数顧問制度によりまして、週休日等の活動や引率業務を分担するなどの工夫をしております。さらには、多くの部活動が外部指導者やボランティアを活用し、専門的な指導の助言や諸活動の補助をいただくことで、部活動顧問の時間的あるいはまた心理的負担軽減を図っているところでございます。今後とも部活動における教職員の負担軽減に向けて、文部科学省の今後の動向も注視しながら、また県の動向も注視しながら、学校と連携し、よりよい方策を探っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） 今の教育長の答弁を聞いておりますと、すぐにでももう複数顧問ができて、すぐやれるような答弁じゃなかったと思うんですが、すぐできるわけですか、その辺が。ある程度、時間をかけてやらないとできないわけですか、その辺はどうでしょうか。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 今回の複数顧問制度についてですけれども、現時点でも複数顧問制度というのは、学校内で、主になる者、それから副になる者ということで、制度的にはつくっているところでございます。ただ、部活動の数と教員数の数ということもありますので、このあたりが財政上のちょっと、今、県費負担教職員が学校の中では主に担っているわけでございますので、その財政措置などが文科省のほうから出れば、また新たな指導員配置であるとか、そういった部分も可能になってくるのかもということもありまして、文部科学省の動向も注視しながらというふうな答弁に



させていただきました。以上です。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） 早急に、これはぜひ実行していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

本庁舎整備について伺います。

本町の役場本庁舎は、昭和35年の建築で築後56年経過しており、かなりの老朽化がしているのではないかと思います。昭和56年に建築基準法が改正されていますが、本庁舎は旧の耐震基準で建築されています。

阪神淡路大震災、東日本大震災のとき、旧耐震基準で建てられた建物は大きな被害を受けていました。本町でも芸予地震のときに瓦が落ちるなどの被害が出ております。それ以前でも、私が中学生のころ、たしか東京オリンピックのころだったと思いますが、約50年前に柳井でも陳列棚が倒れたり、壁が亀裂が入るような地震があったように記憶しております。

本庁舎は、芸予地震規模の地震を少なくとも2回受けていると思います。建物は、地震を受けるごとに耐震性能は悪くなるようでございます。今後いつ来てもおかしくない東南海地震など、大規模な地震が来た場合、建物や設備に大きな損傷をこうむりますと、災害対応の拠点として使用ができなくなります。そして、地震はいつ来るかわかりません。昔から怖いものを順番に上げれば、地震、雷、火事、おやじでございます。

地震は、東北大地震、熊本地震で怖さを痛感したと思います。建物の崩壊はもちろん、最悪の事態となりますと津波を起こす、それは怖い災害でございます。

次に、雷でございますが、雷は黒い雲に覆われたとき、暴風雨や豪雨とともに来るものでございますが、現在では予知できています。

3番目の火事は、自然発火もありますが、注意すれば防げるものでございます。

最後のおやじですが、これは昔、文化も生活も全く発達していないころ、時には戦争によって世の中が波乱に満ちたこともあって、そんなときに家を支えてくれるのがおやじであって、全てにおいての権限や威厳を保っている必要不可欠な大黒柱でした。悪いことをすれば、どなり散らされるように叱ってくれたり、体に直接指導する体罰という愛情の特権で正してくれたり、とても怖い存在でしたが、今は疑問符のつくところでございます。

本当は大嵐のことを言っていたようで、大嵐のことを「おおやじ」、「おおやまじ」と言ったようで、これが「おやじ」になったようです。それだけおやじは怖い存在であったと思っております。

この中で、頂点に立つのが地震です。もし地震が起きたとき、庁舎に人がいないときであればよいのですが、人が多く来庁しているときであれば、けが人も出るでしょう。こういったことを避けるために、耐震性能を高めるとか、建てかえが必要になってきます。そこで、新庁舎整備検討委員会の話はどこまで進んでいるのでしょうか。そして、本庁舎が地震により大きな被害が出た場合、防災の拠点、機能不足、行政の拠点としての機能不足等がありますが、このような対応はどのようにするのでしょうか、2点伺います。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

再開を午後1時からといたします。

午前11時58分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（福田 洋明君） それでは、再開いたします。山田町長。

○町長（山田 健一君） それでは、村中議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思ます。

本庁舎でございますけれども、これまで本町におきましては、学校の耐震化については学校施設を優先して取り組んでまいりましたし、指定避難所につきましても、年次的に必要な分については整備をして、今ちょうど中央公民館も今年も手がけさせていただいておりますけれども、この本庁舎そのものでございますけれども、御指摘ありましたように、ことしの1月に行った簡易の耐震診断調査でも大地震が来たときは倒壊または崩壊する危険性が非常に高いという状況でございます、今回のような、熊本地震のような震度7クラスということになれば相当被害が想定をされるということでございます、我々も今、真剣にこの庁舎の新庁舎の検討を進めさせていただいております。一方では、この災害が発生した場合は、災害対応あるいはまた、復旧復興に向けての、まさに拠点としての本庁舎は重要な役割を果たしていくわけですから、そういうことも踏まえて今検討を進めさせていただいております。

これまで平生町新庁舎整備に向けて庁内の検討委員会、これを設置をして、今まで4回の委員会と、部会2回これまで開催をさせていただいております、整備方法として現庁舎の耐震改修か、あるいは、また現地での建てかえ、あるいは全面移転、比較検討を進めてきております。現在、検討協議中でまだ具体的な結論に至っておりませんが、目下、本庁は公共施設の管理計画を今策定を進めております。これに歩調を合わせて、平成29年度中には方向性を示していかなければいけないというふうに考えております。そういう方向で、今検討をまた進めさせていただきたいと思っております。課題である財源でございますが、今年度の先般、県の予算要望がございましたけれども、こういった防災の拠点の確保、災害時の早急な業務継続をしていかなければいけないという観点から、緊急に防災拠点施設について建てかえを含めて耐震補強等、建てかえにつきましても

国や県の財政支援制度をお願いをしたいということで要望させていただいております。今後も引き続き要望してまいりたいというふうに考えておるところでございます。それが一点。

それから2点目の、大きな被害が出た場合に防災の拠点として機能ができなくなるけれども、どうするのかと、その解決策とはということでございます。この防災拠点については、今までの議会でも答弁させていただいておりますけれども、平成27年5月に内閣府において、市町村のための「業務継続計画策定ガイドライン」、いわゆるBCPの計画づくりでございますが、これに重要な6要素の一つとして、本庁舎が使用不能になった場合の代替の庁舎の特定が示されております。本町において、こういった大規模な災害が発生をして、本庁舎の機能を喪失した場合に、本町とすれば、今、第3庁舎を代替庁舎として想定をいたしております。この第3庁舎は、耐震基準は現行満たしております、ある程度は大規模な地震にも使用ができるというふうに考えておりますけれども、この第3庁舎に防災行政無線の親機、あるいは災害時の有線電話等を設置いたしております、ここを災害対策本部ということで想定をしておりますので、今年度もそういう点からも今ちょうど外壁等の改修工事等も行わせていただいております。BCPのこの計画についても、目下、今年度中の策定に向けて、今、関係各課一所懸命取り組んでやっておりますという状況でございます。以上、答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） それでは再質問をさせていただきます。

29年度中に方向性もはっきり示すということですが、それはしっかり取り組んでいただきたいと思います。そして財源、建てかえのための基金とかいうものはあるんでしょうか、ないんでしょうか。そして、建てる時に県とかにお願いしますよね、その足りない部分というのは起債とかできるんでしょうね。そういったところをちょっと伺います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） ただいまの再質問でいただきました財源の対策でございますけれども、基金としてそれを想定した基金というのは、今日まで積み立てはしておりません。したがって、当然、借金をしていく、起債を起こしていくということになろうと考えております。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） それではしっかりよい方向に向けて頑張って、執行部の方、全員頑張ってください。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

道の駅はつくれないかということで、道の駅は地方創生を進めていく有効な手段だと思います。その重要性はますます高くなっています。道の駅の役割といえば公共の福祉の増進という役目があります。その役目を果たすために、地域住民へのサービス向上に向けて効果的な取り組みをしてい

るところもあります。今、道の駅が休憩・情報発信・地域の連携という3つの機能に加え、防災機能が強化され、地方創生の拠点としての役割が期待されています。道の駅を実現していくには、国や県の地方施策にはさまざまなものがあります。政策を地域の課題に組み合わせて活用するのは、町長さんしかできません。現在、消滅自治体という言葉が出てきたように、地方の市町村に置かれている状況は、それだけ厳しい状況にあるのです。

平成26年12月に地方創生法が成立しました。過度の東京一極集中を解消し、自律的で特色のある地域の発展を図る目的ですが、今のところ一極集中の傾向はとまっています。公共の福祉を増進を目的とした地域住民のサービスの向上に資する取り組みを実施し、成果を上げている道の駅を挙げますと、岡山県新見市の道の駅「鯉が窪」というところでございまして、そこには診療所・図書館、子育て支援としての認定こども園・行政窓口・特売所等の振興施設の機能を集約して、小さな拠点を形成しています。

次に、埼玉県小鹿野町では町が道の駅を福祉の拠点として位置づけ、高齢者が集う生きがいがづくり、交流の場の形成として、農林産物直売所での買い物や出品、温泉施設やデイサービスセンターの利用、集落からの道の駅への高齢者の移動手段を確保して、道の駅にバスターミナルなどを整備しています。

香川県の小豆島の道の駅では、町が道の駅を福祉政策の中核として位置づけ、地域住民の健康増進に資する取り組み、道の駅全体の収益を福祉関連施設の運営に還元しております。

ほかにも、道の駅が地区のまちづくり協議会への積極的参画・連携、住民票や各証明書の交付等の行政サービス等、診療所、保健福祉センター、高齢者コミュニティセンター等の福祉施設等住民自治組織が中心になって組織を包括し、総合的な拠点を形成し、道の駅の収益を自治組織に還元し、小さな自治を形成しているところもあります。道の駅の中国地方、特に、山口県の道の駅のマップを見ますと、圧倒的に中・西部が多くあるわけでございます。ですから、中・西部より東のほうはないという陸の孤島のようなちょっと感じで、道の駅は本当に少ない。ですから平生町も地方創生の施策に乗っかかり、道の駅の小さな拠点として形成し、地域の活性化というものを図ってはいかがでしょうか。お願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 道の駅の創設についての御質問でございます。

議員御指摘のように休憩機能から始まって、情報発信機能、地域の連携機能、こういう機能を持った道の駅は、今やそういった意味では大変個性的でいろんな機能を持った空間ということになっております。沿道の文化・歴史・特産物等々、個性的で多様なサービスを提供する施設という状況に今日なっております。基本的には、この道の駅の場合は24時間無料で利用できる駐車場とトイレ、これが要件としてあります。国交省に登録をお願いをするようになるわけですが、登録申請

するわけですが、こういった登録要件が、まずは前提になってきます。加えて今言いましたように、情報発信の機能、道路情報、観光情報等々発信できる体制、それから広域で地域振興の拠点としての機能、こういうことになろうと思います。

今、全国のモデルになるような今道の駅の紹介を議員からもいただきました。今、全国で1,107駅登録されているそうでございますけれども、県内では23駅が登録をされております。うまく回転をしておるところ、そうでないところ、いろいろ状況はあるようでございますが、本当にすばらしいモデルになるところというのは、やっぱり数が限られておると思っております。中にはコンビニの機能がそのまま入ったようなところもありますが、やっぱり道の駅としてのそういった大きな機能を果たす、あるいは地域の拠点ということになると限られてくるのではないかなというふうに思っております。

本町の場合は、御承知のようにそこに平生の特産品センターで、町の特産品等々この農産物、水産物、加工品、特産品こういったものを、今販売をさせていただいておりますし、ある意味では農林水産業の振興の中核的な施設と同時に、いろいろこの前も収穫祭等、あるいは、ひらおの産業祭等でも行われましたが、ある意味では地域振興の一つの拠点という位置づけになっております。この辺の特産品センターの活用、生かし方というのも、十分我々は考えていかなければいけないと思います。

今まで、こういった確かに道の駅としての登録は、最近ここは上関にできましたけれども、県の東部でも直売所等と結んで、ルーラルフェスタというのをやっておりましたが、これはそれぞれこういった地域の拠点を直売所等を含めてやっておりましたので、それなりに県の東部の拠点はできておるといふふうに思っております。これらのネットワークがしっかり機能を発揮をすることと、それぞれのまたこの特産品センターがそれなりの機能を発揮をしていく、大変大事なことだと思っております。一時ちょっと調べさせたんですが、特産品センターの、今の特産品センターにさっき言いましたように駐車場とトイレ、トイレも24時間障害者も含めて使えるトイレを設置すること。それから休憩は、さっき言いましたように、駐車場が要ると。24時間使えるということですから、その機能さえそろえば特産品センターもある意味では道の駅の登録は可能ではあるというふうに聞いたことがあります。ただ、今あるところはイオンタウンの用地を借りておるわけですから、あそこへ駐車場ということにもなりませんし、別のところということになると、また特産品センターそのものの機能というものは、また考え直さなければいけませんので、敷地を借りて今やっておるといふような、少し制約条件がありますので、なかなかすぐということになりませんが、今の特産品センターをまさに道の駅的な活用ができるように、さらに取り組みを進めていけるように、今、一応法人として指定管理をお願いをしておりますけれども、ぜひ軌道に乗っていくように、我々としても町としても支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） それでは再質問させていただきます。

188号線には、とにかく今何もないですよ。それで周りを見れば遊休農地。国と連携してつくろうと思えば、いつもできる状態であると思います。お金さえあればね。それで先ほど本庁舎のことも言いましたけど、道の駅として一体化したようなものをつくるという、これはいらんことを言うかもしれませんが、そういうこれは聞いてもあれでしょうが、そういう方向で進めていくのも一つの方法ではないかと思って提言をいたします。以上で終わります。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） それでは通告書に従って、2問質問させていただきます。

1つ目の質問は、本年9月14日に株式会社丸久様と締結した地域包括連携協定についてです。まず、大まかになんですが、現在の取り組みはどの程度進んでいるのか。3カ月しかたっていないので、まだ途中かもしれませんが、その状況を教えてください。あと、これからまだ3カ月しかたっていないので、どのように協議して計画を立てて取り組んでいくのかをお答えください。

もう一つが、私は農業をやっているので大変注目していたんですが、協定の9つの取り組みの中に取り組み事項として、まず一番最初に、地産地消の推進及び平生産農林水産物、加工品等の開発・販売に関することとあり、具体的に内容を言うと地産地消の推進及び平生ブランドの拡充等に取り組むとあるわけです。しかし、3カ月たってアルクに行ってみたら、平生町の農林水産物は見当たらないという状況なんですけど、これすぐやってもらいたいなと思ったんですけど、この販売の予定というのはどうなっているのでしょうか。

以上、2点についてお答えください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 株式会社丸久との地域包括連携協定について、2点御質問いただきました。

まず、現在の取り組みでございますが、先般9月14日に地域活性化包括連携協定を締結させていただきました。株式会社丸久におかれても平成24年の山口県との協定締結を初めとして、今各市町との協定締結を進めておられます。今、議員御指摘のように、9分野で39項目について連携協定で具体的な事項として進めさせていただいております。こうした中で今取り組んでいるのは、アルクの中に掲示板を設置をしまして、町政の観光情報、イベント情報等、情報発信ができるように、今、既にこれら設置をさせていただいております。

これから、39項目ありますけれども、体制が整った場合いろんな直接災害時のこととかいろいろありますけれども、やれることは体制が整い次第、取り組んでいきたいと考えております。それで、今の2つ目にも関連をしますけれども、一番しょっぱなに地産地消の推進ということで議員御指摘

のように、平生町の地産地消の取り組みについて丸久の店舗での販売等についてどうなっておるかということでございます。これは一番最初に、地産地消の推進ということで、あるいはまた農林水産物の加工品等の開発・販売に関すること、こういうことで掲げておりますが、行政側からの依頼を受けて丸久としてはやりますと、こういうことでございます。町として正式に、今、農林水産品についてやってくださいという依頼を、まだ実はしておりません。それは先ほどから話に出ておりますように、特産品センターで今、町内のいろんな農水産物を含めて、この体制をしっかりとまずつくり上げていきたいと、これが大きな関連がありますので、地産地消を推進するひらお特産品センターのことを、まずはしっかりと体制をつくり上げていきたいと、これがまずあります。

御承知のように、今、協同組合ということで、町として指定管理でお願いをしておりますが、協同組合発足、平成23年度から売り上げがずっと減少してまいりまして、ようやく今二十六、七でずっと23年レベルまでちょっと回復をしてきた。当然、この出荷量がなかなか安定しないという問題がございます。したがって、生産体制を支援をしながらちゃんと出荷ができる体制、そして経営的にもしっかりと安定をするという、やっぱりそこら辺の道筋をまずちゃんとつけていきたいという我々の思いもございまして、そこのひらお特産品センターとしての役割をしっかりと果たしていただいて、その上でアルクに地産地消の取り組みを生かしていけるようお願いをするということにしたいと考えております。加工品だけという話もあるんですが、特産品として出荷すべきだというふうに町としても考えておりますので、しっかりとその辺についてはこれからも十分連携をとって特産品センターはもちろんですが、丸久さんのほうとも連携をとって、この辺の対応については協議をしてまいりたいというふうに思っております。確かにコーナーは、まだ設置をしておりませんが、これから臨時的にといいますか、一時的に地元産フェアということであれば対応していけるのではないかとこのように思っております。

アルク下松店では、地場産品フェアというふう開催されて、そこには田布施、平生、上関、周防大島、こういったところから出品をされて、アルクでやっていただけということで、こちらからも対応するようですが、そういった形で一時的に地場産品の販売を行うというのは可能だと。これはまた可能であればやっていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） ありがとうございます。

この協定、先ほども言いましたが3カ月しかたっていないので、すぐできるものもあればもうやっているようなものもあります。以前からやっているようなものもあったと思うんですけど、そういうものが、体制を整えば随時やるということだったと思いますけど。ただ、余り時間かけても地域が活性化していかないと思うんですけど、町長としてはこの9項目、相手の丸久さんがあることだと思うんですけど、どのくらいで、ほぼ一通り達成したいなと思っているのか、その思いを聞いて

おきたいということと。

あと、先ほど言われたとおり平生町には特産品センターというのがあって、そっちとの兼ね合いがあるのは私も心配はするところなんですけど、ただ、やっぱり生産者のほうは販売所がふえたほうがいいんじゃないかなと私は思っていて、特産品センターはそれは町を推し進めたところはあるんでしょうけども、当然しなきゃいけないところでしょうけど、やっぱり農業者はやっぱり懐が温かくなってちゃんと経営が成り立つような農業をやっているのかなきゃこれから先続いて行かないわけで、先ほど町長が言われた臨時の店舗というのは出さなきゃいけないなと思って。特に、生鮮食品が特産品センターは午前中でもうほぼ売り切れてしまう。そのような状況で生鮮食品を、またアルクに出したらそれは難しいと思いますので、特に生鮮食品に関しては臨時でやるしかないと思うんですが、加工品に関しては置けるんじゃないかなと思うんです。加工品はもうすぐにでもできると思うんですけど、そこら辺の販売はすぐにできるようにならないんでしょうか。16時半に閉まってしまいう特産品センターだと働いている人はそこで購入ができないと思うんです。8時半から16時半までですからね。それを考えたら10時まで開いているアルクに置けば買ってってくれる人は、加工品に関しては、当然、ふえると思うんですよ。ここら辺加工品に関しては、すぐにやってもらいたいんですけど、そこら辺、加工品がすぐに置いてもらえるように話をしてもらえるかどうかをお聞きします。よろしくをお願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 39項目ございますが、かなり健康増進とか食育に関することとか、子供の青少年健全育成とか災害時地域の暮らし安全災害対策、環境対策等々いろいろありますが、これももうやれるところは、これはもう現実にもうやっているところもありますし、特に今、議員指摘のように地産地消とか、その辺の店舗との関係ということになってくると農林水産物の販売はどうかということになるだろうと思います。ある程度体制ができた段階で協議をしていきたいというふうにしていきたいと思っておりますが、できれば先ほども言いましたように、もしそういう形で店舗を丸久にということであれば、平生町としては特産品を中心に出荷をしていくということが考えられるのではないかなと。特に、三ツ星野菜ブランドということで今取り組んでいただいておりますので、そういった農産物がやっぱり売りですから、そこら辺をやっぱり中心に取り組む。ただ、さっきもありました生産体制が、なかなか午前中でもいろいろ出しても売り切れてしまうというような状況でございますし、いろんな紆余曲折、試行錯誤しながら今まで取り組みを進めてこられて、今の営業時間ということになっておりますので、これはこれで尊重をしていきたいとは考えておりますけれども、その辺については、また十分協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。



○議員（3番 松本 武士君） しっかり協議していただいて、なるべく早く販売できるような体制をつくっていただきたいと思います。

それで先ほど生産体制という話が出ておまして、生産体制というか、農業者の生産の強化という、これ通告してないんでちょっと町長の思いだけ今回お聞きしたいんですけど、お考えというか。

先日、私ちょっと邑南町のほうに行きまして何カ月前かはちょっと忘れてしまったんですけど、協定を結ばれました。それで農業研修ということで行ったんですが、あそこのA J I K U R A というA級グルメのお店に行って食事をさせていただいて、その横のサクランボ農園でちょっと有機農法、前は農協の方針でつくっていたサクランボ農園を有機の新しい生産方法でやったところ、甘みも増して、その甘みが増したことにより、観光農園だったんで、そのサクランボを食べに来る人がふえてよくなったという。それでその後に「食の学校」を見に行き、料理教室みたいな地元の人たちがやって、そこで作り方を覚えた人が地元で起業をするという形。まだあと、そういう野菜をつくるベースとなるところの教える教室用の学校というのをつくっていて、そのおかげで地域おこし協力隊員を何人も呼んで人口がふえてという体制をつくられていたんです。それも1年や2年じゃなくて10年以上前から徐々に示されてやってきたわけです。

今言ったとおり生産物が少ないわけです、特産品センターというのは。夕方までもたない量が。だから量をふやさなきゃいけないんですけど、そういった体制、農業者の強化、教育ですね。そこら辺、邑南町はほとんど協定を結ばれているんで、たしか防災だけじゃなかったと思います。そこら辺、町長は邑南町さんとどういうふうにも今、成功事例ですね、そこを協力し合って平生町の農業をどういうふうにしていきたいとか、もし考えがあったらお聞かせ願いたいんですけど。よろしくお願ひします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 邑南町との防災協定ということになっておりますが、地域活性化に向けての取り組みと一緒にやっという項目はその中にも入っております。町長ともいろんな機会でお会いをしておりますし、島根県の今、町長会の会長を邑南町が担っておられますので、会議でもよく一緒になりまして、いろんな成功事例、そして取り組みについて話はいろいろ聞いたり相談をしたりというのはしよっちゅうしております。これからはいろんな勉強は、ええところはしっかり取り入れていくように勉強していきたいとは考えております。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） 何の縁でつながるかよくわからないんですが、そういう成功事例のところと協定を結べたというのはすごい縁があつていいことだと思いますので、ぜひなるべく吸収していただいて、町も何とか平生の農業を活性化させるようにしていただきたいなと思います。

では、次の質問に移ります。小中学校のICT機器導入について、3点お聞きします。

まず、一つ目は小中学校のICT機器の導入の現状についてです。ICT機器を使った効率のいい授業を行えば、教師の方の負担が少なくなり子供たちと向き合える時間がふえます。また、見えにくい内容のものをわかりやすく提示できるなど、効果的に授業が行え、学力の向上が図られます。国や県は教育の情報化を推進するように言っていますが、平生町はどの程度進んでいるのでしょうか。平生町の小中学校へのICT導入状況をお答えください。

次に、国は平成26年から平成29年度において教育のIT化に向けた環境整備4カ年計画を立てました。平成29年度というと来年度が最後であります。平生町は国の示す第2期教育振興基本計画の目標水準に達することができるのでしょうか。目標に達することができるかをお答えください。

最後3つ目なんですが、情報化推進計画をつくってはどうかということで、ちょっと産業文教常任委員会で研修に行っているいろいろ聞いてきて、このICT機器を導入するに当たって、機器を導入するのに当たっても、その後に多額の費用がかかるんですね。平生町の厳しい財政状況の中でありますが、国の方針、県の方針、または小学生、中学生の学力の向上のためには導入していなければならないと思うんです。お金の面では厳しいので計画的、計画書をつくってやっていかなければいけない。その学校関係者と協議して計画書をつくって、目標としては学習指導要領が変わる2020年、平成32年度ごろまでを目標に段階的に導入してはいかがとは思っているんですが、その3点、お答えください。よろしくお願いします。

○議長(福田 洋明君) 新田教育長。

○教育長(新田 保弘君) 教育の情報化についての数点のお尋ねについてお答えいたします。

近年のICTにかかわる動向を見てみますと、グローバル化や急速な情報化の進展によって、日々の情報収集やコミュニケーション、生活上の必要な手続など、日常生活における営みをICTを通じて行うことが当たり前になっており、この傾向がますます加速化するというふうに考えられております。こうした現在及び未来を生きる子供達にはICTを受け身で捉えるのではなく、手段として積極的に活用していくことが求められているところでございます。このような中、先ほど御指摘のあったように、文部科学省においては21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境の整備を図るために、平成25年に第2期教育振興基本計画で、目標とされている水準の達成に必要な所要額を計上した教育のIT化に向けた環境整備4カ年計画に基づき、平成26年度から平成29年度まで、来年度まで地方財政措置を講じることとしております。単年度予算1,678億円、4年間総額で6,712億円ということでございます。

また、次世代の学校地域を想定し、教育の強靱化を実現していくためにも未来社会を見据えて、育成すべき資質・能力を育むための新たな学びや、それを実現していくための学びの場を形成するために、ICTを効果的に活用していくとする教育の情報化加速化プランを新たに本年7月29日

に策定し、今後の対応策を示しているところでございます。このような流れの中でのお尋ねでの平生町の進捗状況でございますけれども、第2期教育振興基本計画で目標とされている水準と比較してみると、コンピューター教室に設置の教育用コンピューターの台数ですが、及び教員1人1台の校務用コンピューター、高速インターネット接続は水準並みと考えております。

2つ目に、ちょっと難しいというふうに考えておりますのは、設置個所を限定しない可動式コンピューター、いわゆるタブレット端末及び電子黒板、実物投影機、無線LANの整備が佐賀小学校ではできておりますけれども、平生小、平生中学校では未達成でございます。また、本町における平成29年度に目標とされる水準の達成は、これから近づくよう努力をしたいというふうに考えておりますが、全ての項目の達成は現状では若干困難ではないかなというふうに考えているところでございます。

次に、29年度以降の国の方針等も財政に対する要望ということでもございますけれども、今、この現在の第2期教育振興基本計画での財政措置が地方財政措置、いわゆる地方交付税措置によるもので、国がその用途を制限したり条件をつけたりすることができないことから、いくら制度を継続しても整備については地方公共団体等の考えに委ねられている現状がございます。先に申し上げました、本年4月29日に教育の情報加速化プランを新たに策定されましたので、財政措置が検討されるのではないかとというふうに思われておりますので、今後も国の支援はあるのではないかとということも考えております。国の動向をこれからも注視してまいりたいと考えております。

次に、情報化推進計画をつくってはどうかという、プランをつくってはどうかということでございますが、これ今、大変私どもも悩んでいるところでございますけれども、ICT機器が目まぐるしく更新、毎年進化しているということもありまして、主流となる機器や価格の変動の見通しが非常に困難であるということが一つ。それから効果的に活用できる職員の育成や教材の開発状況、何より財源の裏づけが必要なために、平生町単独でこういったさまざまなICT機器の進化状況を探っていくとか、あるいは財政問題というものを捉えた上できちっと計画の策定は、非常に困難ではないかとというふうに考えているところです。今後、学校現場の意向もしっかり確認しながら、教育情報化の推進に対応した環境の整備に向けて短期の整備イメージを持ちながら、常時見直しをかけて、当面は国が示す水準の達成を目指して整備を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） 平生町の小中学校の導入状況は、佐賀小がそういう面をうたって少ない児童数を解消しようということで頑張っている。佐賀小に関しては完璧ですね。ほかに平生小学校、平生中学校に関して段階的にやっていかなきゃいけないという感じだと思うんですが、財政措置に関しては私もいろいろ調べたんですが、県内もほとんど余り達成はできなような状

況で、全県レベルでも多分達成するところはほとんどないという状況なので、国のほうも最初の計画を見るとちょっと無茶がある予算でもありますし、今後も多分支援はされると思うので、多分大丈夫だと思います。教育長が言われたとおり、その機器の値段ががくんと下がるような要素もありますし、そこら辺を入れたら急に下がっちゃって財政的に損をしたみたいなのも、多分考えられなくもないと思います。ただ、2020年というあと4年後なんですよ。そのときに、学習指導要領が変わったときに、国の方針を見るとICTは必須だみたいなことが書いてある。一気に入れるわけにはいかないので、段階的にちょっとずつそろえていかなきゃいけないと

教育長が何個か先ほど言われた電子黒板、実物投影機という、書画カメラ……ちょっと私書画カメラと言わせてほしいんですが、あと電子黒板、または大型モニターですね、そういうものはちょっと段階的にある程度そろえていかなければいけないんです。とりあえず来年度はどうするのか。書画カメラ、私としては書画カメラと大型モニター、これがかなり有効だと思うんです。書画カメラだと手元を写せたり、置いてある先生の教科書をクローズアップして大型モニターに映すこともできたりするんですね。そうするとわかりやすいし、先生も一々黒板に書く必要がない、佐賀小学校で見ていて思ったのは、先生がすごい楽になるなと思ったんです。オープンスクールを見に行きましたが。そういった面では書画カメラと大型モニターというのは、今後すぐ入れたほうがいいんじゃないかなと思うので、そこら辺、来年度やっていったらどうかなと思います。タブレット端末に関しては、まだまだ値段が下がるんじゃないかなと思うところもありますし、一番有効的に活用できるのは書画カメラじゃないのかなと思っているんですが、これらの導入開始の考えというのをちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 今、議員御指摘のようにこれからICTを進めていかないと、子供たちの教育のためにもいけないかなという感じを持っております。

先ほどの大型モニターと書画カメラについてですけれども、先ほどの文部科学省が示している、標準では電子黒板というような形になっておりますが、これは大変、御存知のように高額なものでございますけど、大型モニターであればかなり金額も抑えられる。台数もそろえることが若干でございまして、可能じゃないかなというふうには思っております。また、大型モニター、書画カメラは本当に基礎的なことでもございますのでさまざまな使い方ができますので、これからICT機器がその後進化していてもある程度使い続けることができる基本的なICT機器ではないかというふうに考えておりますので、来年少しでも入れられるように努力してまいりたいというふうに思っています。

また、タブレット端末については無線LANの整備も必要であるということもございまして、これもセットでやっていかなきゃいけないところですし、これについては、また教師のほうも使い

方がかなり熟知していないと、有効に活用ができないかなということもありますので、今佐賀小学校で取り組んでおりますので、これを試験的なやり方として平生小学校、平生中学校の職員もあわせていろいろ研究もしていきたいなというふうに思っています。その上でどういうふうにするかというものを出していきたくと思いますけど、来年なるべく頑張ってみたいと思いますけども、予算が絡むことですので、なかなか難しい面もあるとは思いますが、頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） それでは最後の質問をさせていただきます。

ICT機器の導入についてはわかりました。でも、教育長も先ほど少し言われましたけど、これの機器を導入しても教員の方々が活用できなさいいけないということがありますので、そこら辺の教員の方の教育方針というのが、今どんな段階というか、これからどうしていくのか、ちょっとまだ具体的にはないかもしれませんが、どんな感じなのかちょっと聞いておきたいのでお答えを。あと江北町のほうに見に行ったのは、特に言われたのは、ICT推進員の方がいらっしゃったり、あとトラブルがあったときICTの機器が何らかのトラブルやメンテナンス、そういうのを支える支援員さんというのがある、これ委託でやっていたんですが、そこら辺の考え。

今、佐賀小の校長先生が一所懸命頑張ってやってらっしゃるとは思うんですが、もし校長先生が変わられたらどうするかという心配をしているわけなんで、そこら辺もこれも結構お金をかけてやっていらっしゃったので、そこら辺もどのように考えているのかお聞かせ願えればと思います。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 一つはICTの教員の使用状況等と今後の研修というようなことではないかなというふうに思いますが、教員の現在の使用状況は、どちらかというとちょっと恥ずかしい話ですけど、若い方は積極的に使っていくということで、これまでチョーク一本で頑張ってきた先生方については、ちょっと厳しい面もあるということも現実はあるかと思います。

しかし、ICTも基本的な使い方を覚えれば、ある程度通常のこれまでの学習ノウハウで、結構使いこなしていけるということもございますので、そのあたりを今、佐賀小学校でもしっかりやっていただいて、見本的に出していただいている。そこでは、佐賀小学校ではベテランの先生もしっかり使いこなされてやっておられますので、そのあたりはこれからどんどん研修していかなさいいけないかなというふうに思っております。県のほうも、教育センターのほうでそういった研修講座も設けておりますけれども、特殊な使い方というよりも普通の授業に、本当に使いやすいものを開発していくということで、この現場の教師の仲間ですっかりチームつくってやっていきたいなと思っておりますので、こういう進め方をしていきたいと思っております。

それから、もう一点、ICTにかかわる推進員、支援員というような形のことでもございますけど、

一般的には機器を導入したときに導入業者のほうから説明があつて、さまざまなトラブルに対してその対応をしていただくということで、契約を結ぶか結ばないかと、結べば便利ではございますが高額のお金をとられたりするということもございますので、そういうことができないような基本的な機器設定、入れるときの導入の条件であるとか、あるいは導入のした機器の内容によつても、そういう方が必要なか必要じゃないのかということもあろうかと思つたので、それも含めてこれから、あんまりこう複雑な機器を入れれば、当然、支援員さんがいって、その特別な扱い方をしなきゃいけないということもあろうかと思つたので、教師の中にはそれに対応できないということもございますので、総合的にちょっと考えていく必要があるかなと思つています。これからの検討課題とさせていただきます。以上です。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 通告をしておりますように、弱い立場の方々が安心して暮らせるまちづくりについてです。

事業としては、県の事業もあつたりもしますが、ちょっと実情の話をしまして、行政が頼りなんですよね弱い立場の方々。状況等もお話をして理解を求めたいということが大きな質問の目的です。

NHKの昼ラジで「90ちゃん号」というラジオカーが全国あっちこっち歩いております。ちょうど11月の終わりは山口県に来ておりまして、周南市の大道理地区のコミュニティ協議会に行つて芝桜を放送しておりました。それから岡山県に行きましてちょうど火曜日でしたか先週の、ハンセン病の元収容施設があります。それを今世界遺産にしようという運動が起きています。その話を放送しておりました。その中でこういう話を、元施設におられた方なんです、いわゆる昔はライ病と称して不治の病として、国が徹底的に隔離政策をして島に強制的に収容するという施策をとつてまいりまして、20年前までは国が強制的にこれを続けておりまして、憲法違反だという判例が確定してこの制度をやめたという経緯がある施設で、世界にも類をみない障害者に対する差別的な待遇です。ですから世界遺産にしようということになったらいいんですが。その中で、子供のときに歌を歌わされたというんですね、「お国の浄化のために私たち僕たちはここで頑張ります」という歌を歌わされた。そして、その人が大きくなって意味がわかったからとホロホロと泣かれましたよ。そんな歌をやつぱり学校で子供に歌わせる。また、そういう収容施設を運営する、ただし職員の方なんです。それはその時期ですからそれでやられたんでしょうけど。いろんなやつぱり立場が変われば仕事ですからやらんにやしょうがないかもしれませんが、相手がおるといふこともよく考えてほしいなという感じを覚えたんです。

その延長線でちょっと言います。今度の通告に難病というところに括弧をつけておりますが、難病という病気はないんです。難病という病気はないんですよ。国の厚生労働省の健康局難病対策課

の定義では「難病は発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって長期の療養を要するもの」という定義のようなんですが、それをひとえにくくって難病というように言っておるようです。ほかの角度から見た新聞もありまして、私もこっちに賛成なんです。難病という病気はないんですが、世界的には希少性疾患と言われておるようです。難病の原因はなしと、だから大量にその病気があれば、薬をつくれれば、研究すれば経済的に一変するんですよね。ですからすぐ研究して……は確保できるんですが。希少性、いわゆる数が少ないから原因も調べない、治療方法も開発してない、薬もできないという、こういう病気なんですが、ですから経済的に研究や治療が困難な病気が難病だというのが正解だというふうに思うんですよ。例えば一つの話ですが、私の家内は筋萎縮症なんですが、大方40年前の薬を今でも、同じ名前のネジクルという薬ですが、ビタミンの増強剤です。ビタミン剤です。それがずっと、それ以外薬は開発されていないんです。そうして次、あと何をするかというと骨粗しょう症の薬を飲むんです。転んだときに骨を折っちゃいけないからそれぐらいの治療。結局、患者が少ないから経済的に合わないので開発が進まないのが難病なんです実際には。

それで、この難病という歴史を調べてみましたら、昭和30年代の初めごろにスモンという病気がありまして、全国各地でそういう下痢をする症状が出て、似たような状況が出るというんで、そういう患者が各地で会をつくって、国に対して研究・治療開発をするように運動を始めたのが目的で、全国的にこの運動が始まって情報が集約されて研究開発が進んだんです。そのときに昭和46年ごろから厚生省が難病対策プロジェクトチームというのをつくって、そのときに初めて難病という名前が。それまで奇病と言われていた。難病という対策チームができました。それからだんだん若干の医療助成制度というのが進んできて、この平成27年の1月から306の難病指定があります。その前は56でした。その56の病気は、いわゆるこれから先に特定疾患治療研究事業ということで進められておりまして、医療費はただで診て、實際上研究調査ですからね。ところが306にふやしたときに、幅広く調査するためにということで医療費の一部負担を前の人にも3年間若干軽減措置をとって、一部自己負担を求めるという制度に変わってきました。29年からでもう3年ですから、もう来年から今までの56の疾病の方も経過措置もなくなってしまいます。

ところがですね、その306の病気を、今県が管理をしています。特定医療費支給認定証というのをもらったら医療費の補助を、今みたいに自己負担はありますけど、補助をしてくれると、国と県で半分ずつ持つ制度です。これを申請をしないと。その目的は今一つ先ほど言いましたように、スモン病に並んで日本中に、どこにどのような患者がおられるか調査研究をして大きくネットワークを広げて研究をするための資料に役立てようというのが大きな目的で、その申請書を出させて一部自己負担はあるけど医療費を補償しましょうという政策です。

27年の1月から始まりましたから、26年に申請をしました。これは県の健康福祉センターで

す。県の事業ですから。直接には聞いてみましたら、相談があったら紹介する程度だと役場のほうは。そのようですし、特に56の疾病は前のつき合いがありましたから、新しい制度に変わっても比較的よく説明をされて申請をするようになりました。

ところが、この書類がすごいんですよ。申請をするのに。特定医療費の申請書ですね。それから臨床調査個人票、これは国や県が指定した医療機関の調査個人調査票を、診断書です、これをつけなさいと。次に、家族の所得証明書をつけなさいと。その次に住民票の家族全体の写しをつけなさいと。健康保険証の写しをつけなさい。それから、これからがひどいんですが、所得区分のいわゆる確認、嘘を言うたらいけんから調べてもいいという同意書なんです。それから次に、今度は障害者の年金手帳や身体障害者の手帳の写しを出せと、それについても嘘を言うたらいけんから調べてもいい同意書を。これだけの書類が、毎年それをそろえて、まず病院に行って診断書をもらって柳井の健康保健センターに申請に行かんやいけんのです。最初の年はその診断書がただでした。国が調査をする目的ですから。その次の年から、私はよく知っているのは柳井の医療センターなんです、次の年からは2,150円取りますと、こういうぐあいになったんです。ですから2,150円と所得証明の経費と住民票の経費、3,000円までもかかりませんが、それをつけて出しなさいと、毎年、直接来て申請をしなさいと。それを3年繰り返した。私は初めの年はよくわからんでやりましたけど、2年、3年と行くたびに県の窓口にいろいろ言うんですけど、さっぱりわからんのですよ、向こうもあんまり詳しくないですから。結局言うていくところがないというのが実態なんです。それで患者の団体でいろいろこう話をしてみましたが、これしないんですよ56の疾病の方は。どうしてかという、いわゆる今までの福祉医療制度でカバーできるんですよ。ですから無理に申請せんでもいいという病気の方は随分、重い方は多いです。

ちょっと休憩しますか。

○議長（福田 洋明君） 暫時休憩します。再開を2時20分からといたします。

午後2時04分休憩

.....

午後2時19分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 失礼します。先ほどからちょっと続きます。

それで、この申請書の目的はそういう実態を調査するというのが、半分助成すると同時に実態を調査をすると。今306ありますけど、それがどういう分布をしておるのが大きな目的のようなんです。今言いましたように、そういうことでもう出さないという人が出てくるという話が多いと、特に前の56の疾病の方は。



私は、筋肉の病気の患者の会の広島を中心にした、前にも話しましたが、年1回定期総会で、全国の医学界の権威の人が来てくれて、いろいろと講習をしてくれております。12年ぐらい前に始めたのですが、初めころは医療の話というよりは、もうとにかく福祉の話のような感じでしたが、だんだんおかげさまで研究が進んできて、今年の夏の埼玉の国立病院機構の先生が来て、ある一つの病気ですが、治験の前の段階までいきましたから、病気の種類によっては、そういった医療面もつきましたよと、もう五、六年ですかねという話でしたが、そのときにも言われた、ぜひこれを出してくださいと。全国の調査票が私どもの研究の大きなスモン病の、先ほど言いました教訓から言っても。ところがこれだけの書類を出して、それだけの手続を毎年やられたら、嫌がらせのような感じがしますよ。障害者自立支援法の前の総合支援法の前には、家族の貯金通帳のコピーまでみんな出せということもあって、それは抵抗が多くてとうとう取り消されたみたいですけど。だから障害者に対するこれが、先ほどのハンセン病の話じゃないですが、こういう目で見ると、これは厚生労働省の健康局難病対策課の講習会の資料が手に入りまして、これ見ておりましたけど、もうとにかくハンセン病対策のにおいがするなちゅうほどの目線を感じるんですね、文書の表現が。だから、難病に対してもっとそういう点じゃ、特にそれを遂行する職員の皆さんに理解を私は求めたいです。協力することは協力していきますので。

それで結論を一つ言いますと、まず、難病については、この手続を健康保険センターにもっていかんといけんから、できたら県ともよう相談されて市町村の役割、例えば次に申請するというか、やり変えずに初期の申請ならいいですけど、毎年の再度の更新手続は市町村の窓口でできないのかということが一つ。

もう一つは、診断書ですが、診断書はもともと最初に申しましたように、調査が目的で国が書いてくださいということなんです。したがって、これは国が費用を負担すべきなんです、自分たちの調査に協力してくれということですから。ですから最初は無料だったのですが、だんだん医療機関が採算もあってお金を取りだした。これはただにする、国の調査票に協力をするということですから、これに対する適切な処置をしてもらおうように町村長会の話も朝出ておりましたが、実際に県の窓口になると本当住民は遠くなります。合併した後、皆窓口が遠くなって困っちゃうという以上に、やっぱり県になると実態も向こうもつかんでないし、もう書類の伝達だけです。ですから、実態がよくわかる更新の手続を市町村の窓口でできるようにできないのか。それから診断書については、国が責任を持ってほしいと。この2つをぜひ働きかけてもらいたいというのが、この難病対策の……。

それともう一つ、これは要望をもちたいんです。病気の調査の研究であるなら、もう3年目ですから進捗状況ぐらいは教えてほしいというのもあるんですね、協力してきたら。私、それこそ3,000円近くお金をわざわざ出して協力してきているんですね。そういう声も出ております

から、これも参考にさせていただきたいと思います。

弱い立場の方で2点目、障害者のトイレです。今回、私は比較的早く一般質問の準備をしまして、町内の障害者のトイレの全部の調査をお願いをいたしまして、健康福祉課のほうで町内に、今、全部で20カ所までないですね。トイレがあるところで、大体半分ぐらいは学校とか公民館とか、障害者用のトイレがあつたりしておりますが、全部の写真をきれいに撮っていただきまして、貴重な資料をつくっていただきました。感謝をしてお礼を申し上げます。これは、これから先の行政に役立つと思うんです。これだけの調査をしていただきましたからいろんな角度から撮って。それで、これを見て気になるのですが、いわゆるオストメイトですね。いわゆる利用者の設備がないというのが、これあるないみんな一覧表をつくってくれましたから。これがあるのが町内3カ所なんですよ。人工肛門でストーマを洗浄せんといけませんから、あのパウチという小袋を汚物流して洗うとか、中央公民館と曾根公民館と平生小学校です、あるのは。曾根公民館と平生小学校は比較的に、新しいですから。いわゆる避難所にはぜひ要ということが、阪神淡路大震災の後の私は、その後議会で取り上げたこともあるし、あと公明党議員も取り上げたことがあるんですが、避難所には絶対に必要な施設なんです。避難所に指定されたところには計画的に整備してほしいというのが一つ。

もう一つは、この写真を見て思いますし、またいろいろ使つて思うんですが、障害者の対応、いわゆる手すりがあるトイレがありますという型だけ整えて、実際にはつかいませが悪い、使えないというなかなか。だから障害者の立場に立って本当に設置されておるかという、疑問に思うんですよ。前の6月議会で、障害者の「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という話をしましたけど、まさに抜きに決めておられるんですよね。それが目立つのは、例えばお年寄りでもそうですが、介護をしてトイレに座らせるときには、座位を保つのが一番大変なんですよ。そうすると一番先に行くのは後ろにすぎることなんです。横じゃなくて、後ろにすぎること。ところが後ろにすぎてもいいような施設は1個もありません。隣には使えるかどうかわかりませんが、手すりがついたのはありますし、こねいな丸い手すりがついたのはありますけど。ですから、もうちょっと障害者の、利用する立場の人の意見を聞いて、それに合ったトイレに改造してほしいと。これいい調査をしていただきましたので、これから追跡調査も簡単になりますし、もっと本当に使える障害者用のトイレにしてほしいというのが、一遍にはできませんから計画的にできるのかというのが1番目の質問です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 最初に難病対策ということで、今、議員のあれだと希少性疾病ということになるかと思いますが、現状について、今、御説明をいただきました。

指定難病にかかる難病医療費助成制度、今、拡充されて306疾病ということで我々も受けとめさせていただいております。手続の問題です。今ありましたように、実態調査を兼ねて、この診断

書の提出を求めているということをごさいます、調査・研究を推進する意味からもそうした取り組みが今要請されているということですから、この辺の扱い、それから手続の簡素化ということもさっきも言われました。市町村への移譲事務としてこれができるのかどうか。この辺を少しちょっと研究をさせていただいて、必要であれば、またそのような対応を考えていきたいというふうに考えております。

またトイレでございますが、町内17施設、障害者用トイレ、多目的トイレということで整備を今いたしておりますが、特に、オストメイトについては3カ所。以前にも指摘をいただいて、新しく整備をするところについてはそういうことも十分配慮をしてやっていこうということで、今、遅ればせではありますが、準備を整えさせていただいておりますが、まだまだ数から言いますと少ないということでございます。一つは避難所の関係もありますし、今の障害者の立場というものをしっかり踏まえて、これからいろいろ新設をしたり整備をしたりする際には、そこら辺の状況も十分踏まえて必要に応じた整備を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 1番目の問題ですが、どういうことができるか、確かに県の今、事務ですからありますけど、一番問題はこういう具合に仕事に分かれると本当につながらんですよ。例えば町でしたら町会議員のところに話がきて、窓口を持っていくのは簡単ですけど、県になると本当に遠くなるんです。それで、実際は数字を見てみましたら、柳井の健康保健センター、数字が平生町内は今申請しておられるのが113件です。その方はやっぱり柳井に行っておる。そのうち昔から56に相当する人であろうと思うのが15名、この人たちは多分、本人じゃなかなか行けないという数だと思うのですが、代理に頼んだり何かせんと。これだけの数があるんですよ。これから先ずっと306も広げる運動も広がっておりますし、ぜひこういった窓口での対応を簡素化する。それと手続も簡素化する。一番目的はやっぱり難病を克服していくことが一番、今、戦っている人を支援することもありますけど、これから先の対策もあるんですから、ぜひそれをしていただきたいということです。

それと、2番目のトイレの件は、これは計画を立てなければ進みませんよ。例えば1年に1カ所避難所から中心にちゃんとしたいろんな障害に対応できるような施設をつくっていく。要するに費用のお金があるから、ここにこれをつけたら結局、使い勝手が悪いということになりますから、一つ一つ確実に総合的な多目的トイレを整備していくと新しく、そういう計画をつくってほしいんです。そうしないとこれは進まないと思うんですよ。このことについて、再度お伺いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 先ほどの耐震のところと庁舎の改修のところでもちょっとお話をしましたように、御承知のように今のこれからの避難所対応、指定避難所を含めて計画的に順次整備をして

いくということで申し上げました。したがって、その耐震を計画的に整備をする段階で、今のトイレの問題についても、毎年何個ずつやるということが出来るかどうか別にして、計画的に指定避難所を整備してまいりますから、そのときにトイレのあり方についても、必要に応じて検討していくということで考えております。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 1つほどお話をしたいと思うのですが、最初、ハンセン病の話をしました。やっぱり職員の皆さんに理解をしてほしいと思うんですよ。6月のときに、4月から始まった障害者差別解消法の話をして、合理的配慮の努力義務、そういった話もしましたが、こういうことがあったんです。

ことしの、さきの駅伝のときです。私は家内がお世話になっている生徒が駅伝のチームに出るからっていうので、去年から応援に行くことにしておまして、去年は出発だけ車椅子を押して行きました。ことしは、そのほうから、ぜひゴールも来てくれという話がありましてゴールも行くかなということで、車で出かけていきました。事前に議員ですから、議員のところにいるいろいろ案内をいただいております、駐車場のことも書いてありましたが、初めのほうは事前に何も言っていないから、どこか遠くにでもとめて。とまるところに降ろそうということで出発のところには行きました。

車椅子を乗せると、左側と後方に広いスペースがないと車椅子は乗降できません。そこにとめないといけないんです。それで、行きましたら職員の方も、一番端っこにとめて下りたんですが、来ちゃって、こんにちとは挨拶をして、「それはそうと佐賀のほうに行きたいからどうかならんかね、あの駐車場じゃちょっと使えんのじゃが」、お寺の駐車場でしたから、「どうかならんかね」、「いや、決めたところに行って、どこかでおろしてから行ってください」とこういう具合に言われました。「そりゃ、ちょっとどうかならんかね」と言ったら、「ああ、そうですか」って、また「相談してきます」と言われたんですよ。で行ったら、また返事に来られて「やっぱり前のあそこを使ってください。できません。」と言うんです。それでびっくりしまして、「そりゃちょっとひどいんじゃないかね、一所懸命頼みよるのが」と言うたら、返事が「そしたら、競技の役員の駐車場がグラウンドにあるから、そこに行ってください」と言われたんですよ。それはよかったなと思って、行ってみりゃ、言われたときに、下りるときに急な坂がありますよと言われました。あんな坂とは思わん。あんな坂があったら障害者というのは車から転ぶんですよ。それでも無理して、せっかく紹介されましたから行きましたよ。でも残念でしたね。悔しいのがありましたよ。

議員としては町長さん、きょうは障害者対策もいろいろやっていますと言って、すいすいと答弁をされますが、この落差の大きさにもがっかりしましたよ。教育長、ちょっと感想があれば言ってください。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 今のお話、ちょっと私も詳しくその状況がつかめておりませんでしたので、何とも申しできませんが、そういういろんなイベントを組む時には障害者用のさまざまなことも対応を想定しながらやっていかなければいけないということは大事なポイントではないかなというように思っております。今後、そういうふうなことも含めてさまざまな対応について、イベントごとにそういうことの可能性はどうかということも検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 次に行きます。

次は子育ての支援です。ことばの教室という事業を健康福祉課でやっておられます。いわゆるいろいろ検診をやっておりまして、言葉の発達が遅い子供、気になる子供の相談をする事業です。私はこの事業についても健康福祉課で調べてもらって、平成12年から始まった事業なんでなかなかいい事業だと思っておりますし、行政が信頼される事業だと思います。ところが、場所がころころ、ころころたらい回しをされておるんです。これが大変気になるんですよね。後からどういう経緯か健康福祉課長のほうから皆さんにも紹介してほしいんですが、当初、宇佐木保育園でやっていました。それから中央児童館でやったときもちょっとあるんですが、新しいひらお保育園でいつときやって、また旧平生保育園でやって、今度は、現在は平生町老人福祉センターでやっています。ずっと親子であちこち渡り歩かされておるのが実態のようなんですが、今度は今、社協があそこに新しい建物を建てて老人福祉センターがあそこに移るんじゃないかと、そうすると今度はどうなるんじゃないかと心配にも思っておるんですよね。ですから、これはちゃんとして確立した体制をつくっていく必要があると思うんです。これについて、これまでの取り組みの経緯も含めて、町長なり健康福祉課長のほうからちょっと説明して、皆さんに知ってもらいたいんですよ、実態を。

それと2点目は、議会の閉会中の継続審査の研修で先般行きて、佐賀県の江北町というところに行きましたが、先ほど出たICTの目的で行ったのですが、入って行って教育委員会の前を通ってみましたら、教育委員会の課に子育て支援事業課というのがあったんですよ。あっ、これはいいと思って、研修が済んだ後に担当者いろいろ聞きまして、かなり就学前からの子育て事業を積極的に取り組んでおられました。文部科学省は教育委員会に対して、いわゆる発達障害の児童に対する就学前の対策の強化を求めてもおるようです。

ですから、それで思いついたのですが、発達障害という障害もないんですよ。いろんな健康診断で子供の成長過程でのいろんな障害ということで、ことばの教室もある意味ではそれに対応したものかもしれませんから、子育て支援事業を福祉の仕事じゃなくて、教育委員会も積極的に関与して一緒に子育てを就学前から、就学前の事業として教育委員会が取り組んでいく必要があるんじゃない

ないかということをおもったんですよ。新しい提案ですから、すぐにはいけませんし、今から今までの教育委員会との壁の問題もありますが、簡単ではないと思いますけど、ぜひこれは進めていかないといけないと思うんです。例えば、今漂流しています、ことばの教室の場所ですが、学校の敷地じゃなくて、別なところにちゃんと建物を建てて、そこで健康福祉課と、福祉と教育が一緒になって就学前の子育て事業をやっていくと、そういった体制をつくっていく必要があるんじゃないかというように思いました。ですから、よそのそういった子育て支援事業課を教育委員会を持っておる、そういった業務の内容なども調査・研究もされまして、そういう方向ができないのかどうかということの質問です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） くしくも漂流という言葉をお使われましてけれども、子育て、幼児のことばの教室でございます。ちょっと経緯につきましては、健康福祉課長のほうから答弁をいたしますけれども、御指摘のように今は老人福祉センターのほうで実施がされております。

そのまま幼児のことばの教室で、その後、学校へ入ると、また今度は学校のほうでことばの教室ということになってきますから、それを引き続き必要な子供も多分いるだろうと思います。そうすると、また環境が変わるといふようなことになりますから、いろんなことばの教室をやる前提で、静かな環境でやっぱりそういう子供たちが集中力を持ってやれるような環境をしっかりとつくっていくという意味では、教育と子育てのその部分というのは連携を、連続をして行かなければならんというふうに思っておりますから、そのまた環境をしっかりとつくっていくという意味から言えば、御指摘のありましたように、教育委員会ともしっかり連携をとって、ここら辺の幼児のことばの教室のあり方、これについてはしっかりとあり方を決めていきたいというふうに考えております。何とかしなきゃいけないなというふうには思っております。経緯については、健康福祉課長から答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

○健康福祉課長（田代 信忠君） ただいまの御質問でございます、ことばの教室。当初は平成12年4月1日から開いておまして、中央児童館の2階のほうでやっておりました。ところが、やはり場所としては、子供たち、児童クラブもありますし、子供たちの声も聞こえます。やっぱり静かな環境で行っていかないといけないというのがありまして、平成14年の12月1日から宇佐木保育園の2階のほうでやっております。その間約12年間ですけれども2階のほうでやっておまして、平成26年の7月の中旬までそこでやっておりました。開設は週に2回から3回ということで、午後1時から4時30分まで開設しておりました。そして、平成26年7月に例の町立保育園の統合民営化によりまして、新しくひらお保育園ができた関係で、その辺の設置に伴いまして引越時期等も含めて、当初は宇佐木保育園のほうから新しいひらお保育園にちょっと間借りして

おりましたけれども、そこからちょうど元小学校の教諭の方が開設当初指導していただいておりますけれども、その方が高齢もありまして、やめられるということをご事前に聞いておりましたので、その関係もありまして新たに言語聴覚士の方に委託しておりますけれども、そういった関係で引き継ぎ期間もありまして、平成26年の10月から旧平生保育園のほうで行いました。そこには、児童発達支援センター、放課後等デイサービス等、同時にやっておりましたけれども、ちょうど病児病後児保育事業が1市2町で行うということで、場所的にスペースもないということになりまして、いろいろ探して平生町の老人福祉センターのほうの2階のほうに平成28年2月から現在までやっているという状況でございます。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 子育て支援についての教育委員会としてのお答えでございます。

まず、1点目の幼児ことばの教室への対応についても連携できないかということでございますけれども、御説明をする前にちょっと今、小学校でのことばの教室の現状ということで説明させていただきます。今、平生小学校にことばの教室を設置しておりますけれども、このことばの教室は学校教育法の施行規則第140、141条の規定に基づきまして、平生町立小学校に在籍する児童に対して通級による指導を行うものであります。特に、通級による指導っていうのをなかなか難しい意味合いもあろうかと思っておりますので、概略を説明しますと、小学校の通常の学級に在籍する障害のある児童で、障害の状態の改善または克服を目的とした指導が必要な者に対して、小学校における特別の指導の場、いわゆる通級指導教室で行う特別の教育課程による指導のことで、現在、平生町では平生小学校にことばの教室という名称で教室を設置しております。中身としましては、通級指導教室というのが正式名称でございますけれども、看板ではことばの教室という形にしております。

平生町内の小学校の通常学級に在籍して、障害の種類としては言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥、多動性障害等多岐にわたっておりますけれども、そのような児童を対象として週1回、あるいは3回程度通常の学級から、その時間だけをピックアップしてその教室に通うという制度でございます。他校からの通級であっても、学籍の移動はなくて指導日は出席扱いとなります。通級指導教室では、子供たちの学習や生活面における困難な状態の改善と克服のための指導を中心に行いまして、通常学級の学級担任や通級者の在籍ということで連携した指導を進めていくというのが、今のスタイルでございます。

お尋ねの学校内、または学校近くに幼児ことばの教室を設置して子育て支援、就学支援として教育委員会が中心に取り組んだらどうかというふうなことではございますけれども、今のその幼児ことばの教室とは、障害対象が若干異なっていること、それから幼児の情報の入り方、また連携する関係機関というもの、あるいは先ほども出ましたけど施設の問題、今後の通級者数の変動、これも今どんどんふえてきておりますので、そういったことが多岐に課題がわたっております。したがって

まして、今の平生町の現状、そして課題等をしっかり洗い出して健康福祉課と連携・協議しながら、平生町に合った方向性を探っていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の江北町で見られたということで、町内の全ての子供の教育に教育委員会が積極的に取り組んでかかわっていったらどうかということでございますけど、現状としましても、しっかり健康福祉課とは連携をとっているわけでございますけれども、今、具体的にどんな連携があるかということで上げてみますと、健康福祉課が主催する事業として幼児・児童・生徒に関する虐待案件、発達関連の情報交換を毎月行う要保護児童ケース会議、それから支援が必要と思われる幼児・児童・生徒の情報交換及び今後の対応を検討する実務者会議、5歳児で支援が必要と思われる子の現状確認及び今後の支援等を行う5歳児発達相談会、それから学校に就学するに当たって不安や困り感を持つ幼児、保護者のスムーズな移行ができるよう協議する移行調整会議などがあります。また、教育委員会が主催する事業としましては、支援が必要と思われる年長児、児童生徒に関する情報共有等を目的とした平生町内の幼保小中連絡協議会、いわゆる幼稚園、保育園、小学校、中学校が一堂に集まりまして連絡協議会を開いております。幼児期から就学期に応じた切れ目のない支援の推進、それと関係者側のスムーズな連携の推進によって支援を行っているところであります。

こういったように、縦割り行政と言いながらも、しっかりと横の連携を取って行こうという取り組みはこれまでもしっかりやってきたところでございます。今後、先ほど議員御指摘のように、従来の枠組みとは違う取り組みをしている自治体もありますけれども、そういったところも研究しながら進めてまいりたいなというふうに考えております。その場合に人員配置であるとか、場所の確保、どういう体制をつくるか等検討すべき課題も多岐にわたっております。しっかり健康福祉課と連携をとりながら、本町の実情に合った平生スタイルのシステムがあれば探っていきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） ことばの教室、健康福祉課の事業ですけど、差し当たり今みんな社会福祉センターが新しいのができてどうなるんだろうかという話もあるし、今どうなるか知りませんが。あそこの風呂の入り口の戸をドンと閉めたら、タオルがバタバタと落ちるような件がしょっちゅう起きておるんですね。それで、そこの利用者が、あそこにつくりよるから、ここは使われんようになるんじゃないろうかという話も出たりしよるみたいなんですよ。

それで私も、またこれでことばの教室もどっか行かんやいけんのかという心配を持っておるんですけど。それはどうなっていくんですか。社会福祉センターがずっと残っていったらことばの教室は、当面は何とかなるんですか。これはちょっと心配でいけないんですよ。そうすると、やっぱり2年、3年先に向けて教育委員会と協力をして新しい体制をつくっていく。特に、子供は生まれてきて、就学前のいろいろな教育もあるんですが、健康福祉課であろうと教育委員会であろうという



境は子供にはないんですよ、児童には。特に、就学前から支援してやらないといけん子供は、今、教育長から出ましたように綿密な連絡もとっておられるようですから、対象者もわかると思いますから、そういった施設をつくって、当然、情報は全部健康福祉課のほうで掌握しておられると思いますから、協力をしながら、早い発達障害の児童の就学支援対策ということで積極的にやって、ああ、平生町は子育て早うから取り組んできて安心な町だと、こういわれるような体制をつくっていただきたいと思います。

これは、後のほうにそれは新しい発想もありますから、簡単じゃないと思いますし、教育長もずっと学校におられて、なかなかびっくりするようなことを言い出すと思われるかもしれませんが、子供には健康福祉課も教育委員会もないんです。就学するから教育委員会じゃないんです。ここのところを十分、御理解はいただいておりますけど、そういうことで次の研究を急いでやっていただきたいと思うのと、社会福祉センターのことがちょっと心配になります。

○議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

○健康福祉課長（田代 信忠君） ことばの教室は、今現在、老人福祉センターの2階の部屋で行っております。老人福祉センターは、現在、今、指定管理制度によりまして町社協に委託している状況で、今3年間の委託期間が今年度で終わりということで、来年度以降の指定管理をどうするかという問題でございますけれども、今、町社協とも協議しているところでございます。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、中川裕之議員。

○議員（6番 中川 裕之君） それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

これは本町における有害鳥獣の被害の状況と、今後の対策についてということであります。これは本町というよりも、今、大きな社会問題の一つと断言していいのではないかと断言するように、全国的な状況があります。本町の被害状況、対策について質問をさせていただきます。地域住民の方からいろいろ苦情、また不満も直接聞いております。ここ数年の被害状況は、どのように変化をしているのかをお尋ねしたいと思います。一番最初に、被害といえるような事例を確認をされたのは、いつごろだったのでしょうか。そしてその後、ことしまでの被害の状況はどのように推移しているのかをお尋ねしたいと思います。被害といえなくても農作物はもちろん、人への人的な被害、そして、また直接的被害はないが危険を感じたというような、有害鳥獣によって危険を感じたというような事例はなかったのかどうかということを、まず一点お尋ねをしたいと思います。

そして、有害鳥獣のイノシシについて、どのような認識を持っておられるのかをちょっとお尋ねをしたいと思います。普通、通常イノシシといいますと、私どもは1種類と断言するに断言して断言しております。しかし、聞くところによりますと、これは私は専門的な分野でもありませんし、専門家から聞いたことでもありません。ただ、よく物事を知っておられる方から聞くところによる

と、本来のイノシシと、そしてイノブタという種類がいるんじゃないかと。これは、違いというのはいわゆる生まれてくる繁殖力が五、六頭一度に繁殖するやつと、そうでない1頭か2頭のようなものに分かれてくるんじゃないかと。そうしますと、本町ではそういうむちゃくちゃ繁殖力の高いイノシシということになりますと、とつても、とつても追いつかんとこういふことになろうかと思ひます。そうすればやっぱり対策ということもそういった地域によって、そういう分類によって対策を立てていかなければならないというふうに思ふわけですから。平生町の捕獲されるものについては、どの部類なのか分析とかをされておるのかどうか、そしてどういふ認識をされておるのかということについてをお尋ねします。2点。

そして、今度は対策ということになります。この有害鳥獣、捕獲して駆除をするということになろうかと思ひますが、議員の皆さんの中にも狩猟免許を取得されて、いろいろ御活躍をされておる方が何名かいらっしゃいます。本当に御苦労様でございます。

そしてまた、農作物等の被害に遭われた方への助成といひますか、電気柵等でそれを防御する。そうすると費用もかかります。そうしたときに、そういったことにかかる費用等を含めて、どのような支援をされておるのかと。こういふことを、以上3点をお尋ねします。お願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 有害鳥獣対策で、特にイノシシについての農作物等の被害状況はどうか、あるいはまた人的な危害等の危険な事例はあったかということでございます。

イノシシ被害、けさからも出ておりますが、平成15年に宇佐木地区で確認をされて以来、急激に被害がふえてまいりました。いまや町内全域で被害が発生をいたしております。個体数も年々増加しておると推測をいたしておりますし、被害区域も中山間地域から平野部の人家の近くまで広がってきておるといふ状況でございます。作物は主に水稻、林産物であります、イモや野菜や近頃ではミカン、果樹等への被害まで発生をしてきておると。そういう状況で、捕獲状況についても有害鳥獣の捕獲状況を報告をさせていただいておりますけれども、今年度だけでも4月から10月24日まで捕獲隊による捕獲許可期間で180頭を捕獲をいたしております、狩猟期間に入った11月末現在で234頭と前年を上回る捕獲状況になっております。いろいろな出没状況から見て、今まで来なかったようなところまで出没をしております、活動範囲がかなり広がっております、先般は曾根地区において、早朝、バイクがイノシシとぶつかって転倒されて、けがをされるという事件も起こっておるといふような状況であります。

そこで、イノシシとイノブタでございますが、これちょっと経済課長のほうから答弁をさせていただきます。

本町としては、こういった現状に対して鳥獣被害防止対策地域活動支援事業ということで捕獲支援対策、今の捕獲ですね。捕獲ともう一つは有害獣の防除柵等の設置補助。この言ってみれば2本

立てでこの対策を進めております。捕獲支援対策ということで、わな猟免許の取得、狩猟者登録費用の助成、あるいは捕獲奨励金等の交付などを行っておりまして、捕獲の会員数今46名ということで、積極的に有害獣の捕獲に取り組んでいただいております、技術も年々向上しております、一定の成果を上げていただいておりますというふうに思っております。

被害防除の支援対策として、特に防護柵等でございます。トタン、フェンス及び電気柵を設置する農業者に対し、原材料費の2分の1以内を1戸当たり最高2万円まで。これを補助をさせていただいております。この取り組みを始めて、平成20年度から今日まで約200件近く交付をいたしております、限度額2万円ですから400万円弱の金額になろうかと思いますが、支援をさせていただいておりますという状況です。これからいろんな平生町の鳥獣被害防止計画、これが26、7、8、3年間で、この3年間の計画期間が今年度で終わりますから、来年度以降の計画を今、策定を進めております。そこで、これまでのこの補助のあり方について補助率や補助回数、今、1回に限定をしておりますけれども、こういったものも含めていろいろ今内容等の見直しを検討しておりますという状況でございます。

○議長（福田 洋明君） 藤山経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（藤山 一人君） ただいま質問がありましたイノブタのことですが、豚とイノシシというのは見た目でかなり違いがありますが、豚はもともとイノシシを改良して家畜化したものでございますので、イノシシもイノブタも同じ種類ということになります。町内で捕獲されているイノシシについては、イノブタであるという話も耳にしておりますが、イノブタとイノシシを明確に区別するのは簡単でなく、自然保護課、また猟友会のほうに確認しましたが、明確にイノブタだということは判断ができないと聞いております。ただ、今言われましたように、生まれてくる子供の数について豚よりイノブタのほうが多いのではないかというお話でございますが、イノシシもイノブタも、また豚についてもですが繁殖力は栄養状況によります。本町の場合、もともとイノシシがいなかった環境もありまして、栄養状況がよいということもあって、出産する子供の数はイノシシと同じく4から5頭ぐらい、豚と変わらないくらいちょっと出産しているのではないかと聞いています。また早いうちに子供のイノシシを捕まえた場合には、2回目の出産をする場合もあるというのも聞いております。

以上のことから、イノブタとイノシシとについては大きな差はないというふうに認識しております、捕獲対策については同様の対策で取り組みたいと考えております。以上です。

○議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

○議員（6番 中川 裕之君） ありがとうございます。今234頭捕獲したと、こういう町長の説明もありました。そうして、また課長さんのほうからは、これは種類が同じで繁殖力はとにかくあるものだと、こういうふうな説明でありました。

当然、234頭も捕獲すれば、これは一応そのままというわけにはいかないと思います。これを処理をしなきゃいけないと、こういうことになるのかと思いますが、今の現状で捕獲をされた方が今の状況で、もうそれで、現在、用が足りている状況にあるのか、それとも何か手助けのようなものを必要とされておるのではないのかというふうに思うわけです。そこで、この処理場的なもの、今の状況でも足りていると、それでもういいという状況であればこれはまた別ですが、何かを処理をされた後の方がそういうものを望んでおられるというような状況があれば、もちろん本町単独ということだけでなく、広域圏的なもので考えてもいいと思うのですが、そういったことの対策の考えはどういうふうに考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 今も申し上げましたように、この234頭と11月末現在でなっております、ほとんどが殺処分ということで、その多くはそこへ埋設をするということで処分を今されておると思いますが、これだけこの地域も大変ふえておりますから、この処分の問題は、当然、課題として受けておられます。以前に、県の西部地区で例のジビエセンターが開設をされましたので、それを受けて平成26年度において、この東部においてもどうだろうかという協議を行って、ただ協議の結果、処理頭数、運営方法、設置場所等、課題が多すぎるということで単独のジビエセンターではなく、処分場も併設施設として広域でやってはどうかということで県に要望したケースがございます。このときは、事業要件に当てはまらないということで断念をしたわけでございますが、将来的には衛生的に考えても、やっぱり埋設の箇所を確保していくというのは大変必要に迫られてくるであろうというふうに思っております、処分場をどう整備をしていくか。特に、今も御指摘のありましたように、広域の市町と連携をしてこの辺のあり方について、これからも研究してまいりたいというふうに考えておるところです。よろしく願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

○議員（6番 中川 裕之君） では一応、最後の質問になります。

今、町長、一応そのように試みられたとこういうことで、これからも引き続き、もちろんこれからも続けば、やっぱりそれは行き詰まってくると、それは1年、2年ということじゃなくて、将来的にはやっぱり考えていかなきゃいけない事案ではないかなというふうに思います。

冒頭にも申しましたように、全国的に見まして有害鳥獣被害、もちろんイノシシだけではなくて、テレビニュースなんかによりますと、とにかく地域によっては猿の被害、けがをしたと、そうしてまた中には熊と格闘をしたというような事例もあるわけでありまして。そうしてこういう有害鳥獣が人里にも出入りすると、熊が人里まで下りてきて食料を物色するというようなことも、もう現実に監視カメラのようなもので確認をされておるわけでありまして。以前は人間が住む地域と鳥獣の住む地域というものは完全に分かれておったわけですけど、やっぱり時代の流れと変化とともに、もう

今境目がなくなってきたというような状況になってきておるといことは、町長もよく御承知をされておるとい思います。ただ被害があった、イノシシが出現したからそれを捕獲した。ただそれでは、どこまで行っても繰り返しの連続になる、そういう対策だけでは。やっぱりこれをもうちょっともっと踏み込んで、もっと深く思い切ったそこに至るまでのもっと根の深いところを、抜本的な解決策のようなものを考えていく時期ではないかなというふうに思うわけです。

ただ、出現したから捕獲した、その繰り返しの連続ではやっぱり行き詰まると。だからその元を絶つという意味の、その前の段階のことを、もちろん町単独ということではなくて国へいろいろ上申をして、対策をするということが必要な、もう全国的に今そういうふうなことがあるわけですから、そういうふうなことでやっていかんにかいけん時期になっているのではないかと、この有害鳥獣対策に関しては。だから、町長が将来どういった深く切り込んだ解決策をお持ちかどうか、お尋ねをして、私の質問を終わります。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 当面は先ほど申しましたように、被害防止の計画を今、策定をいたしておりますから、この中期をにらんだ計画ということになろうと思ひます。もっとさらに根本的な対策ということになると、どういう手が打てるのか、その辺も少し研究をさせていただきたいと。今言われて、すぐあれをやったらええというのがあれば、ちょっと私も頭に思い浮かびませんので、少し勉強をさせていただきたいと思ひます。

○議長（福田 洋明君） これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。再開を午後3時30分からといたします。

午後3時16分休憩

午後3時29分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

これより、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に提出議案に対する質疑に入ります。

まず議案第1号平成28年度平生町一般会計補正予算から議案第7号平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算までについて一括して質疑を行います。質疑はありますか。

松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） ちょっと気になっていることがあるので質問します。第1号議案の平生町一般会計補正予算の中の13ページの、今度名前が変わる地域交流センターの看板をつくるということで、一般管理費の中に需用費の修繕料ということで上げていらっしゃると思うんですが、これどういうふうなものをどんなふうにつけるのか詳細を知りたいのでお願いします。

私気になっているのが、大野公民館あたりに案内看板がないので、これから地域交流センターということで収益事業も始めるような、平成30年ですが、そういうふうに計画を立てられているので、お客様というかよその方も来られるんですよね。大野公民館がどこにあるかわかんないとよその方に言われたこともあるので、看板の設置はふやすのか、今までの看板のところにとただ置いただけなのか。そして、この30万ぐらいの予算でどんな看板がつくのかちょっと教えてもらいたいです。ほかにも田名のほうだと奥まって入っていますし、宇佐木コミュニティセンターの看板だと、前は宇佐木保育園と一緒に書いてあって今塗りつぶしてありますけど、あれも字が小っちゃくて見えなかったり支柱がさびていたりとか。どの程度までやられるのかちょっと教えてもらいたいです。お願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 総務課長から答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） ただいまの13ページの一般管理費の需用費の修繕料の32万9,000円の中身であります。

今、看板を設置をするということで冒頭説明いたしておりますけども、この32万9,000円のうち約25万2,000円程度が地域交流センターの看板を新設するというので計上させていただいております。内容につきましては、木製の縦型の看板にそれぞれの地域の名前が入った地域交流センターというものを掲げさせてもらおうというところで予定をいたしております。ですから、その今ある公民館への道筋を案内をする案内看板というわけではありませんが、その施設に、建物にここはこういう施設ですよというものを示すための看板ということで計上いたしております。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に議案第8号平生町課制条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に議案第9号平生町地域交流センター設置及び管理条例について質疑を行います。質疑はあり

ませんか。岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） この地域交流センターを今度設置されるに当たって、いろいろ条例が書いてあります。これからは教育委員会とかそういうところとの関連はどういうふうな状況になるのでしょうか。今は、公民館は教育委員会のほうが管轄しておられましたけど、今度は町長のほうのいろいろ判断になっていくと思うんですが、中心はどこでどういう関連になっていくのかをお聞きします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） ただいまの御質問でございますけども、平生町地域交流センターにつきましては、今現在あります公民館等につきましては教育委員会の管轄になっておりますが、この4月からは町長部局、いわゆるけさ冒頭で町長が説明いたしましたように、新しく今課制条例の中で掲げております地域振興課というところが主に管轄いたします。なおかつ、教育委員会の業務もまだ残っておるといことも想定できますので、29年度1年間につきましては町長部局の職員を配置いたしますけれども、重ねて教育委員会の併任辞令ということで今考えておるところであります。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） 私もちよっと気になるところがあるので質問します。

この条例の7条のところに、「町長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないことができる。」とも書いてあるんですが、この4番に「専ら営利を目的とするものであるとき」と書いてあるんですが、地域交流センターは平成30年に、最終期ですね、これ移行基本方針の中に収益事業を方針としてやっていくというふうになっているわけで。そうすると収益事業、営利を目的とすると単純に思ってしまう。この条例の最後に、センターの基本使用料がある備考のところに、「営利目的で利用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合はこの表に掲げる額の2倍に相当する額とし、入場料を徴収する場合はこの表に掲げる額の4倍に相当する額とする。」とあって、お金を払えば営利目的でも使用していいみたいなことが書いてありますよね。町長がこの営利を目的とするものであるときに許可しないということがあるんですかね、今後。矛盾しているような気がするんですよね。一方では許可しているようなことが書いてあって、ここでは許可しないと書いてあるんですが。ちょっと矛盾しているように思えるので説明をお願いします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） ただいまの第7条の関係でございますけども、第7条の第4号に「専ら営利を目的とするものであるとき」ということでございますが、基本的には利用許可しないことができるということに対して別表の第1の2ページ3ページ目、最後

の所、今申されたのは5番でございますけども、5番は非営利目的でありますので6番が該当するのではないかと思います。6番には「町外在住の者が営利目的で利用する場合」というふうに記入してあります。この解釈でございますけども、専ら営利を目的とした場合と営利目的で使用する場合というのは、やはり内容が違ってこようと思います。どう違うのかということになってきますけども、これにつきましては今後、来年の4月に向けまして今、教育委員会とも細部につきまして詰めをしている段階でもございますけども、またそういった、実際に申請が出た場合に、その時の場合の内容によって個々に判断していくことになるかと思っています。ですから、専ら営利を目的とするものと営利を目的で利用する場合というのは、言葉の使い方ではございますけども、中身が若干違ってきていますのでよろしくお願いいたします。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 今度所管になるので、教育委員会との絡みということでお伺いをいたします。

今までは公民館とは教育委員会の所管ということで。そうするとこれによる影響、つまり公民館が地域交流センターになることによって、いわゆる平生町の社会教育委員というものを選出されて委員会を構成されています。この社会教育委員というものが今、公民館単位を主にいろいろ選定をされて委嘱を町長のほうでされていらっしゃると思うんですけど、この委員さん方に対する影響は今後どのようにされるのか、お話をされていらっしゃると思いますので、今後どのような選定方法というか基準、文科省令でもいろいろと定められていらっしゃると思いますが、社会基本法が変わっていますよね。今後どのようにされるのか基本があると思いますので、そのことをお尋ねをいたします。

それと2点目です。地域交流センターの事業、これ5条の2の項に生涯学習活動の推進に関する事業ということであってらっしゃいます。生涯学習のイメージといいますか、これはなかなか、社会教育との関係から生涯学習のイメージはいわゆる学校教育における学習、それとか社会教育における学習、それと家庭教育における学習、それと今後社会基本法等も改正されまして、いわゆる個人での学習。これも生涯学習の中に含めるんだよということがイメージとしては文科省のほうでもうたっていらっしゃる。そうすると第10条の使用料の減免。これ使用料に関しては、この10条は団体また、これに準ずるもの等であれば使用料を減額し、または免除することができるというふうに書いてあります。そうすると個人の場合、生涯学習のイメージって今までの社会教育の考え方より個人ですることも生涯学習ですよということですよ、個人で学べることも。そうすると個人で学べるときにはこの、いわゆる団体との差、差別化をされていらっしゃるというふうに私は思えてならないのでありますが、生涯学習のイメージをまずどのように今度把握されていらっしゃるのか。教育委員会との絡みも1年間延長してやられるということですから、しかしながら条例



できちんとうたっていらっしゃるわけですから、これどのように、団体でなければ減免できない。個人ではしかし、生涯学習というのは、個人での学習も当然イメージの、文科省がうたっているイメージとしては含んでいるのが生涯学習でございますから。個人である場合は減免というのは全然考えていらっしゃらない。相変わらず、いわゆる今までの社会教育基本法上の団体における学習の機会の場だけを想定された減額というふうに私は受けとらざるを得ないのですが、どのようにこの辺のところの整理はされていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 総務課長から答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） ただいまの何点かの御質問でございますが、まず第5条生涯学習活動の推進に関する事業の前に社会教育関係についてはどのように影響があるのかというお話でございます。こちらにつきましては、後ほど教育委員会のほうから説明をさせていただきますと思いますのでよろしく願いいたします。

私は条例につきまして第5条の関係でございますけれども、生涯学習活動の推進に関する事業。内容的には今現在、各公民館等で活動していらっしゃいます生涯学習活動をここにイメージしておるものでございます。それを地域交流センターとしても継承していくということでございます。今、やっておられる活動を全く否定するものでもございませんし、ぜひ継続して活動してもらいたいという考えでございます。

それから第10条の使用料の減免でございますけれども、こちらにつきましては現行の公民館の条例等をいろいろ勘案いたしまして、こちらに掲載させていただいております。今現在、個人につきましては、どこまで減免があるかというのは詳しく承知はしておりませんが、ここに書いてあります第1号、第2号にありますように、第1号では地域の自主団体その他これに準ずるもの等が規定されております。そして第2号では前号に掲げるもののほか、町長が公益上必要と認めるときということでございますので、また詳細については4月までの期間において、今現行の公民館を管理しております教育委員会との細部の詰めをまだ具体的に今からも続けていきたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 生涯学習との関係、また社会教育委員の関係ということですが、社会教育委員との関係性はこのことに関しては、全く影響はないというふうに考えております。建物の名称が変わったということだけでございますので、社会教育委員は平生町内全体の社会教育をどう進めていくべきかということを考えていただく方々です。そこには、建物の名称が変わることによる変更はございません。

それから、生涯学習の方向性ということでございますけど、これも全くこれまで通り生涯学習の考え方は変わらないというふうに考えております。あくまでもコミュニティセンターの考え方が教育委員会としても、これまでの生涯学習のあり方プラス地域の交流ということになっておりますので、方向性としては変更はないと考えております。以上です。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に議案第10号平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に議案第11号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に議案第12号平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に議案第13号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に議案第15号平生町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に議案第16号柳井地域広域水道企業団規約の変更について質疑を行います。質疑はありませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に議案第17号平生町土地開発公社の解散について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。

一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、12月12日の本会議は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第23委員会付託を追加いたします。

---

### 日程第23. 委員会付託

○議長（福田 洋明君） 日程第23、お諮りいたします。議案第1号平成28年度平生町一般会計補正予算から議案第17号平生町土地開発公社の解散については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第17号までを各常任委員会に付託することに決しました。

---

○議長（福田 洋明君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は12月21日午前10時から行います。

午後15時52分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 湊 上 正 博

署名議員 細 田 留美子

---

平成28年 第5回 (定例) 平生町議会 会議録 (第2日)

平成28年12月21日 (水曜日)

---

議事日程 (第2号)

平成28年12月21日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成28年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成28年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成28年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第7号 平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第8号 平生町課制条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第9号 平生町地域交流センター設置及び管理条例
- 日程第11 議案第10号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第12号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第13号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 平生町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
- 日程第17 議案第16号 柳井地域広域水道企業団規約の変更について
- 日程第18 議案第17号 平生町土地開発公社の解散について
- 日程第19 田布施平生水道企業団議会議員の補欠選挙
- 日程第20 意見書案第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 日程第21 委員会の閉会中の所管事務等の調査
- 追加日程第1 議案第18号 工事請負契約の締結について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第1号 平成28年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成28年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成28年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第7号 平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第8号 平生町課制条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第9号 平生町地域交流センター設置及び管理条例
- 日程第11 議案第10号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第12号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第13号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 平生町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
- 日程第17 議案第16号 柳井地域広域水道企業団規約の変更について
- 日程第18 議案第17号 平生町土地開発公社の解散について
- 日程第19 田布施平生水道企業団議会議員の補欠選挙
- 日程第20 意見書案第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 日程第21 委員会の閉会中の所管事務等の調査
- 追加日程第1 議案第18号 工事請負費契約の締結について

---

出席議員（11名）

- |            |             |
|------------|-------------|
| 2番 中本 敦子さん | 3番 松本 武士君   |
| 5番 村中 仁司君  | 6番 中川 裕之君   |
| 7番 河藤 泰明君  | 8番 瀧上 正博君   |
| 9番 細田留美子さん | 10番 河内山宏充君  |
| 11番 平岡 正一君 | 12番 岩本ひろ子さん |
| 13番 福田 洋明君 |             |
-

欠席議員（なし）

---

欠 員

1 番 長岡 浩君

---

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君 書記 村井 泰行君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	吉賀 康宏君
教育長	新田 保弘君	会計管理者	高岡 浩行君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			羽山 敦紀君
総合政策課長	藤田 衛君	町民課長	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長			兼末 仁君
健康福祉課長			田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長			藤山 一人君
建設課長	瀬戸 孝博君	佐賀出張所長	安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長			角田 光弘君
社会教育課長			岡村 茂樹君

---

午前10時00分開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において河内山宏充議員、平岡正一議員を指名いたします。

---

#### 日程第2. 議案第1号

#### 日程第3. 議案第2号

日程第4. 議案第3号

日程第5. 議案第4号

日程第6. 議案第5号

日程第7. 議案第6号

日程第8. 議案第7号

日程第9. 議案第8号

日程第10. 議案第9号

日程第11. 議案第10号

日程第12. 議案第11号

日程第13. 議案第12号

日程第14. 議案第13号

日程第15. 議案第14号

日程第16. 議案第15号

日程第17. 議案第16号

日程第18. 議案第17号

○議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平成28年度平生町一般会計補正予算から日程第18、議案第17号平生町土地開発公社の解散についてまでの件を議題といたします。

これより、所管委員会における付託案件の審査の経過及び結果に関し、委員長の報告を求めます。  
河藤泰明総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（河藤 泰明君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成28年12月9日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました案件を、12月16日、委員会室において、町長以下所管課職員の出席を得て慎重に審査した結果、全て全会一致で可決すべきとなりました。

それでは、主だった審査経過を報告いたします。

議案第1号中所管事項では、歳入全般から歳出の総務費にかけて、ふるさと納税の件数や、その補正内容の詳細についての質問がありました。11月6日現在では340件の寄附となっていること。1件当たり1万円の寄附が最も多く、これに対するお礼の品3,000円、送料1,000円の経費をあわせて100件分を想定した内容であることの説明がありました。また、返礼品目的に意識が変わってきている寄附をする側の立場になって考えることや、業者と連携した新しい仕組みの研究が必要であるとの意見がありました。

議案第2号、議案第5号から7号については質疑がありませんでした。

議案第8号では、まず、執行部から新たな機構図案が示されました。この課制条例の一部改正に



は班の事務分掌にある言葉も入ってきており、条例だけではなく規則の部分も含めた丁寧な内容説明を求めました。執行部からは、規則は協議中であるが近いうちに確定の予定であること。そして、現条例の中では業務の網羅が不十分であり、項目だてで、班体制としても町民にわかりやすくするものであるとの回答がありました。これに対して、審議のためには事務分掌の規則部分も詰めた上で説明すべきであるとの強い申し入れを行い、また、賛成討論においても、新しい機構改革を見守るが、条例と規則は表裏一体のものとの認識は必要であり、今後は丁寧な説明を求めるよう申し入れするとの発言がありました。

議案第9号では、まず、条例案第7条第4項の「専ら営利を目的とするもの」の解釈として、地域交流センターにおける営利目的での使用許可は管理者側に委ねられるのかどうかについての質疑がありました。執行部からは、センター利用にふさわしくない場合には許可しないことができる規定として設けるもので、営利目的であっても応分の使用料をいただくことでコミュニティ協議会の活動原資とすることがあること。あくまでも町に代わって指定管理をしていくというもので、好き勝手にできるものではない、との回答がありました。

また、個人で生涯学習を行う場合でのセンター使用料の減免についての質疑がありました。減免適用となる社会教育団体に個人として属して、団体としての減免を受けることが現状であると考え、検討課題としたい旨の回答がありました。

議案第10号から13号までは、質疑はありませんでした。

議案第14号では、人事院勧告が町にどう関係しているのか説明を求めました。これは、民間との給与格差をなくすための国家公務員の給与に対する勧告であり、地方においては地域的格差を反映した各都道府県の人事委員会勧告が行われるが、独自の判断機関のない平生町ではこれを尊重して給与改定を行うものであるとの説明を受けました。

議案第17号については、質疑はありませんでした。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） 続きまして、松本武士産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（松本 武士君） それでは産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成28年12月9日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました案件を、12月15日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審査した結果、全て全会一致で可決すべきとなりました。

それでは、主だった審査経過を報告いたします。

まず、議案第1号中所管事項について、漁港建設事業費の委託料と工事請負費の減額理由と今後の工事内容について質問がありました。国の補助金の減額によるもので、委託料では、予定していた海岸保全施設の施設点検が29年度までの事業計画であることから、点検箇所を若干少なくして

対応するとの回答があり、また、工事請負費で予定していた小森地区の胸壁は次年度に要望するとの回答がありました。

土木費では、道路橋梁維持費について質問があり、古万屋橋と第二荒木橋の橋梁補修、町道隅田水越線の舗装修繕を予定していたが、国の補助金の減額により、第二荒木橋は次年度で要望、町道隅田水越線は延長を減らして対応するとの説明がありました。

社会教育費では、佐合島コミュニティセンターのエアコンの改修の経緯について質問があり、設置後25年が経過し修理が難しく、さらに塩害のため室外機の破損がひどいため、耐塩仕様の機種を設置予定であるとの回答がありました。委員から、海岸地での塩害の想定と対策をするよう意見がありました。

図書館費ではまず、貸出用のビデオをDVDに移行する考えはないのかという質問があり、老朽が激しいビデオの廃棄を進めているが、著作権をつけたDVD購入は高額な費用がかかるため、移行予定はないとの回答がありました。

また、眞工金属株式会社からの毎年の特定寄附について質問があり、同社の要望により児童書を購入し、平成17年から10年間で802冊を購入したこと、購入後は本の写真を広報に載せているとの説明がありました。委員からは、多くの方に周知できる対応をしてほしいとの要望がありました。

災害復旧費では、町道白石向井線の道路災害復旧事業の進捗状況について質問がありました。11月30日に入札を行い、12月13日に株式会社大池組と仮契約をした段階であること、延長は36.4メートル、土砂を全て撤去してのり枠工法で施工すること、200日程度の工期を要することから繰越を想定しているとの説明がありました。また、当初予算編成をする際の、投資的経費の比率を高める努力は必要だが、決算との差が経済対策上混乱をきたさないよう十分配慮してほしいとの意見をつけた賛成討論がありました。

議案第3号では、工事請負費の減額理由を問う質問には国の内示どおりとの回答があり、当初宇佐木、豎ヶ浜西、喜多村、中村を予定しており、延長を減らして調整を行うとの説明がありました。

議案第4号については、質疑はありませんでした。

議案第15号については、農業委員と農地利用最適化推進委員の募集内容について質問がありました。住所要件は定められていないが、基本的に町内の者とし、女性委員にも加わってもらえるよう関係組織に働きかけること、候補者を審査する評価委員を執行部内の関係課長で組織し開催すること、応募または推薦者が足りなかった場合は、応募状況を見ながら関係機関等への働きかけや期間の延長を行い対応するとの回答がありました。

また、各委員の活動内容について質問があり、農業委員は今までどおり毎月開催の総会に出席・審議してもらい、推進委員については農地の状況の巡視・報告など現地活動を中心とし、総会など

で説明が必要な場合は出席してもらおうとの説明がありました。

議案第16号については、質疑はありませんでした。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） 以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。淵上正博議員。

○議員（8番 淵上 正博君） それでは反対討論をさせていただきます。議案第15号平生町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例に対し反対をいたします。この件につきましては、2014年の9月議会でも私は一般質問をさせていただいてまいりましたが、今回も農業委員会改革で現行の農業委員の公選制をやめ町長の任命制にし、その上、委員数を半減する。これにつきましては、私は、この農業委員は選挙が一番民主的な方法だと考えております。また、委員数についても減らすべきではないと思います。これが議案第15号の反対理由です。議員の皆様方におかれましては、慎重にお考えの上、御同意くださいますように、よろしくお願いを申し上げます。以上で反対討論といたします。

○議長（福田 洋明君） 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次にまず、本案に対する反対討論の発言を許します。

河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） 議案第12号、議案第13号、議案第14号について、反対の立場から反対討論をさせていただきます。

先ほど委員長報告の中でお話をしましたが、この3件、判断機関のない平生町は県の人事委員会の勧告を尊重して給与改正を行うという説明でした。もちろん、職員さんそれぞれの不断の努力、その仕事に対する姿勢等は評価するに値するすばらしい仕事ぶりではあります。しかし、今の平生町の全体の状況から考えて今回の議案の内容は適さないと判断をいたします。これをもって反対討論とさせていただきます。以上です。

○議長（福田 洋明君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第1号平成28年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決すべきであります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第2号平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算から議案第7号平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決すべきであります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第8号平生町課制条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決すべきであります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第9号平生町地域交流センター設置及び管理条例の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決すべきであります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第10号平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例及び議案第11号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決すべきであります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第12号平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例から議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いた

します。本案に対する委員長の報告は、可決すべきであります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第15号平生町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決すべきであります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第16号柳井地域広域水道企業団規約の変更についての件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決すべきであります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第17号平生町土地開発公社の解散についての件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決すべきであります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### 日程第19. 田布施平生水道企業団議会議員の補欠選挙

○議長（福田 洋明君） 日程第19、田布施平生水道企業団議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙につきましては、地方自治法第118条の第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の氏名の方法につきましては、議長において、指名することにしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しまし

た。ただいまから、指名いたします。

田布施平生水道企業団議会議員に岩本ひろ子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました岩本ひろ子議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、岩本ひろ子議員が当選されました。

岩本ひろ子議員が議場におられますので、本席から会議規則第30条の第2項の規定による報告をいたします。

---

### 日程第20. 意見書案第1号

○議長（福田 洋明君） 日程第20、意見書案第1号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。中川裕之議会運営委員長。

○議会運営委員長（中川 裕之君） それでは意見書案第1号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提案理由を説明いたします。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の1つとして、議員のなり手不足があります。昨年の統一地方選挙において、373の町村で議員選挙が行われましたが、そのうち2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも4町村で定数割れという状況になりました。御存知のとおり、議員を退職したあとの生活の保障は基礎年金しかありません。町議会がこれまで以上にまちづくりにかかわろうとすれば、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思えるような環境をつくっていかねばならないと思います。

そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにし、議員を志す新たな人材確保につなげたいと考えておりますので、この意見書への御賛同をお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で討論を終了いたします。

これより意見書案第1号を起立により、採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

---

### 日程第2 1. 委員会の閉会中の所管事務等の調査

○議長（福田 洋明君） 日程第2 1、委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。会議規則第6 7条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、暫時休憩とします。

午前10時29分休憩

.....  
午前10時30分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

ただいま、町長から議案第18号として工事請負契約の締結の件が追加提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号を追加日程第1号として議題とすることに決しました。

---

### 追加日程第1. 議案第18号

○議長（福田 洋明君） 追加日程第1、議案第18号工事請負契約の締結について平成28年災補災道第76号町道白石向井線道路災害復旧工事の件を議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。

去る12月9日に御提案を申し上げました議案につきまして、本会議並びに各常任委員会で慎重に御審議を賜りましたことをまづもって厚くお礼申し上げます。

そして、ただいまは予算7件、条例8件、事件2件につきまして、御議決を賜りまして、また、追加日程の御承認をいただきまして、誠にありがとうございます。

ことしも既に残りわずかとなってまいりました。新たな年を迎えるにあたり、残事業の執行管理を行いながら、新年度に向けての予算編成も本格的な作業に入っているところであります。持続可能な行財政基盤の確立を目指すとともに、引き続き行政の効率化を図り、住民生活の向上に鋭意取り組んでいきたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましてはどうぞよろしく御指導のほどお願いを申し上げます。

さて、本日御提案を申し上げますのは、工事請負契約の締結についての1件でございます。

それでは、御提案を申し上げます議案第18号平成28年災補災道第76号町道白石向井線道路災害復旧工事の工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。本工事の対象となる町道白石向井線につきましては、平成28年6月18日から同23日の豪雨により被災し、土砂崩壊により、現在通行止めといたしております。

本路線は平成10年度に全線開通した、室津半島スカイラインとして整備され、現在も室津半島の観光路線として親しまれておりまして、早急な復旧が望まれるところであります。9月定例会におきましては、災害復旧に係る補正予算を御議決いただいたところでございますが、国の災害査定を9月1日に受け、補助災害として実施することとなり、施工延長36.4メートル、吹付のり枠1,232.9平方メートルの道路のり面工を発注をいたしました。本工事につきましては、去る11月30日に入札に付しましたところ、株式会社大池組が6,719万9,760円で落札をいたしました。工事予定価格が5,000万円を超える工事の契約となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の御議決をお願いするものであります。なお、工事の図面を議案に添付しておりますので、御審議の際、御参考に供していただきたいと存じます。

以上をもちまして、本日御提案申し上げました議案の説明を終えさせていただきます。

なお、不明の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをしたいと思いますので、よろしく御審議をいただき、御議決を賜りますように、お願いを申し上げます。

○議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。



これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で討論を終了いたします。

これより議案第18号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

---

○議長（福田 洋明君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、平成28年第5回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時36分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 河内山 宏 充

署名議員 平 岡 正 一